

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

ベトナム国

チュンロンオン～ミートゥワン

高速道路建設事業

(協力準備調査 (有償))

スコーピング案

日時 平成24年8月24日 (金) 14 : 00～16 : 33

場所 JICA本部 212議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称省略）

佐藤 真久 東京都市大学 環境情報学部 准教授

谷本 寿男 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授

原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

JICA

＜事業主管部＞

安井 毅裕 民間連携室 海外投融資課 課長

小山 朝英 民間連携室 海外投融資課

＜事務局＞

青木 英剛 審査部 環境社会配慮審査課

吉田 啓史 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

坪井 伸治 日本工営株式会社

野末 康博 日本工営株式会社

佐藤 信介 日本工営株式会社

齋藤 哲也 日本工営株式会社

午後2時00分 開会

○青木 それでは、時間になりましたので、本日のワーキンググループ、開催いたします。

今日は、ベトナム国チュルオン～ミートゥワン高速道路事業の協力準備調査、PPP/Sということで、スコーピング案の段階の議論をお願いいたします。

では、最初に主査を本日ご出席の委員の中から決めていただければと思います。改選後に、既に原嶋委員は1回主査をされております。いかがでしょうか。

○谷本委員 じゃ、私やりますよ。

○青木 じゃ、谷本委員、主査で。

○谷本主査 じゃ、始めましょう。

もう既に資料は事前にお読みいただいているという理解で、膨大な質問なんですね、59ありますから。それから、ちょっと私も事前に……

○青木 9月7日の全体会合で確定を想定しておりますけれども。

○谷本主査 大急ぎでやる。

○青木 ご出席は……

○谷本主査 大丈夫です。

○青木 わかりました。じゃ、よろしくお願いします。すみませんでした、途中。

○谷本主査 いえいえ。

○佐藤委員 私、逆に出張でいないです。

○谷本主査 誰が。

○佐藤委員 原嶋先生はいらっしゃいますか。

○原嶋委員 7日、いますよ。

○谷本主査 じゃ、お願いします。助けてくださいね。

○原嶋委員 大丈夫です。

○谷本主査 佐藤さんはいない。

○佐藤委員 はい、ちょっと。

○谷本主査 ということで、じゃ、引き続き。膨大な数なので、ちょっと事前に読んでいましたら、かなり重複がありますということですので、その辺をうまく考えながらやっていきましょう。

じゃ、1番から9番まで、まずやりましょう。

1番が、石田委員が今日は欠席なんですけど、ここのところは先に申し上げますと、「以

下コメント」というふうなことで、多様なバランスをとというようなことですね。「動植物と生態系の評価は」ということですので、これは後ほどいろんな方が、私もそうです、それから佐藤委員もコメントされています。40番のところで私ちょっとコメントしていますので、こここのところに合体するような感じで、ぜひこれは生かしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。提案は、後ろのほうの40番あたりに、この議論の過程で、40番あたりに収束させればいいんじゃないかなというふうなことだと思っておりますけれども、ご意見あればお寄せください。どうでしょうか、そういう感じで。

原嶋さん、いいですか。

○原嶋委員 9番まで。どこまでですか。

○谷本主査 1番の石田委員のね。

○原嶋委員 1番、大丈夫、はい、結構です。

○谷本主査 じゃ2番、佐藤委員、コメントですね。これでいかがでしょうか。

○佐藤委員 2番目に関しましては、雨季のご指摘、どうもありがとうございます。逆に言えば、乾季であえて配慮しなきゃいけないこととか、工法、設置に関して何か配慮ということは必要ないのかなと。文章を読みますと、雨季対応という形で対応を書いておりますけれども、あえて二つの時期をとる整合性というのはあるのかなとか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○安井 ここに書いてあるとおりなんですけれども、基本的に、この事業の制約として考えられるのは、特に雨季の河川氾濫がメインのポイントになってくるのかなと思っていて、基本的には雨季対応ということで考えているんですけれども、むしろ逆に、特に私どもとして、乾季で特に考慮しなければいけない事項というのはあまり思い浮かばなかったものでして、こういう対応させていただいているんですね。

調査団、今のそういう事実ですよ。

○佐藤委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○谷本主査 よろしいですか。

では3番、原嶋委員、質問ということで。

○原嶋委員 じゃ、その後、9番まで。これは、EIAはもうできて、先方でできていると。ただ、PPPということもあるんでしょうけれども、ちょっとそのガイドライン、JICAさんのガイドラインの進行と、向こうの進行との、何ていうかな……。

○安井 齟齬があるかということですね。

○原嶋委員 齟齬と言ったら誤解があるんでしょうけれども、そのつながりがちょっと理解できないんですね、全体で。簡単に言うと、EIAができているけれども今回はお出しにならないとか、いろいろ理由が、PPPだからゆえの理由がいろいろあるんでしょうけれども。それと、EIAそのものも4年くらい前だと、この資料によるとそういうことで、変わらない部分も当然あるんでしょうけれども、人の動きなんかは多少、動いていることも十分場所的にはあり得ることで、その全体の像を理解がちょっとできないんですね。そもそも、なぜこれがPPPなのかということも若干、いろいろいきさつがあると思うんですけれども、その辺をちょっとかいつまんで教えていただきたいんですが。

○安井 まず、EIAレポートなんですけれども、これは特にPPP事業をターゲットにしてできたというよりは、もともとこの事業については計画ありましたので、その計画に基づいて、いわゆるPPPなのか、あるいは政府事業なのかということをお問はず、ベトナム側の手続として行われていますということになる。

それで、おっしゃるとおり、じゃ、そのベトナム側で行われたEIA、まず一つはベトナム側で行われているEIAとJICAのガイドラインが、ベトナムで行われたEIAがJICAのガイドラインどおりに従ってやっているかどうかといったところは、これは確認しなければいけないということです。

もう一つは、すみません、PPPだからどうのこうのというわけではなくて、PPPであってもPPPでなくても、やらなければいけないEIAの調査、あるいはJICAのガイドラインに基づいてやらなければいけない対応というのは変わってきませんので、基本的にはですね。ですから、そこは他の事業と同じように、EIAをもう一遍レビューしたうえで、事業化へ持っていく場合には、そこをしっかりとJICAのガイドラインに沿った形で先方政府に対応してもらうということになるということに考えております。

○原嶋委員 例えばこれ、ちょっと時間があれですけれども、今はJICAのガイドラインの手続上はスコーピングの段階ということですが、実質的にはコンテンツはできているわけですね。それが十分かどうかという問題は当然あるわけですね。それは、ベトナム側の国内法に準拠した形で、それなりに進んでいると思うんですけれども、それで、JICAさんのほうでPPPということで、次に環境レビューの段階にいったらという段階にいくときに、環境レビューの段階では何を出すんですか。何を出すんですかというか、その4年前のものをお出しになるんですか。

○安井 4年前のもの、あと、実際に審査を行う過程で先方政府と、不足する部分につ

いては、これをやってくださいといったところを固めたものを、またご説明させていただくという形になるんじゃないかなと思います。

○原嶋委員 ガイドラインでは、これ、PPPだから、次の段階はどうなる。この事業がスコーピングで議論して、助言が出ますね。ただ、現地ではEIAはある程度できているわけで、多分それ以上お金をだれが出すんだらうという話になるわけでしょう、多分ね。

○安井 そうですね。次の段階としては、調査で今回指摘いただいたことを調査して、恐らく次、実際に本当にこの調査の結果、いろんな提案をまた現地にするわけですよ。

○原嶋委員 当然にね、うん。すると、変化していることがね。

○安井 そうですね。それを実際に先方政府に受け入れてもらうかどうかといったところは、実際に今度、JICAとしてこれを事業化に持っていけるかどうか。すなわち、審査をするタイミング、いわゆる審査における環境レビューのタイミングで、もう一度この助言委員会に対しては説明させていただきますし、それ以前に審査の過程で、こういったところは詰めていかなければいけません。かつ、終わった段階で、実際に事業が始まった段階で、それがどう反映されているかといったところを、また改めて説明させていただくということになっている。

○原嶋委員 それは、タイミング的にはどの。

○吉田 すみません、PPPあるいは本件に限らず、ちょっと一般論、原則の話をさせていただきますと、JICAのスキームの中でも無償資金協力であると一貫通貫で、ゼロからEIAなりなんなりというのをJICAの調査で行うことが多いんですけれども、有償資金協力ですと、円借款でも本件のようなPPPのような事業でも、先方がほとんどEIAを終わってから、補足調査をやるタイプというのもほとんどございまして、そういう場合ですと、もとのEIAの熟度によるというところが実態でして、環境レビューあるいはドラフファイの段階で、どれだけもとのEIAに基づいたものを出すかというのは、もとのEIAがほぼ8割、9割、JICAのガイドラインを満たすものであれば、残りの1割、2割のギャップをつけたものだけをドラフトファイナルあるいは環境レビューの段階で議論させていただきますし、あるいは、もとの相手国のEIA制度に基づいたEIA報告書というのがもう全然だめで、JICAガイドラインを満たすために大幅に書き換えないといけないという場合は、ほぼすべて書き換えた報告書を出させていただくという形になります。

今回のこれに関して、どの程度の書き換えが必要かというのは、今のところ、まだ確認が必要だということもあって、今回は提出させていただいていないという状況になりま

す。ですので、内容に応じて何を出すかというところは変わってくるというのが結論となります。

○原嶋委員 そんなにすぐ、そんな先の話じゃないですよ、多分、環境レビュー。

○安井 ただ、環境、これはF/Sですので、実際にこのF/Sの結果として、いけるかどうかといった判断の結果だと思います。

○原嶋委員 あとは、現地の国内法では、そもそも4年経っているEIAって有効。

○安井 まだ有効のよう、多分。

○原嶋委員 これは、ちょっとすみません、ベトナムの国の制度のこともあるし、JICAさんのほうはどういうふうにとらえているか知らないけれども、例えばこれが来年の年明けぐらいに環境レビューといたら、5年ぐらい前のEIAを持ってくることになるわけですね。別にガイドライン上、5年だからだめだとかというのは、はっきりは聞いてはいないと思いますけれども、ちょっと古過ぎるという。ごめんなさい、場合によってはそういう面もないわけじゃなくて、その確認はちょっと必要だなという感じで読みました。実際に実行できるかどうかは、これからいろいろ議論があるんでしょうけれども、それは、実行するという段階に進んだときには、また助言委員会は環境レビューの段階で関与するんですか。

○吉田 はい、すべての有償資金協力のカテゴリー事業では行う。

○原嶋委員 そのときも、4年前のものといったらかなり古いと、多分別の人が見ても同じことを言うと思うんですよ。

○安井 ですから、そのままEIA、ちょっとわからないんですけども、古いEIAを引っ張りながら、ただ、それをレビューして、新しい情報で、アディショナルな情報を我々としては入れつつ、その両方で評価するか、あるいは、ベトナム側が認めれば、もう一遍EIAの手続とってもらおうという可能性はなきにしもあらずだと思いますけれども。

○原嶋委員 コストの問題は別でしょうね。

○安井 ええ。そこはもうベトナム側がどう対応できて、JICAとして、それに対してどう現実的対応できるかということだと思います。

○原嶋委員 はい、わかりました。

細かい点で、7番で、ちょっと資料のことで、橋梁が確か、その資料で12.2キロと橋梁は書いてあったような記憶があるんですけども、12.2キロの橋梁というのは、これはすべての数字の。

○安井 足し合わせ。

○原嶋委員 足し合わせたということですね。

○安井 はい。

○原嶋委員 それ単独ではないわけですね。

○安井 単独ではないですね。

○原嶋委員 ちょっとあまりにも長いので。

○安井 ええ。それはすごい長い橋梁です。

○原嶋委員 すごい数字で、ちょっと。ああ、そういうこと。じゃ、その40、ここにあり
ますけれども、40数カ所の橋梁をすべて足し合わせた延長が12.2キロで、1個あたりは、
その規模としては、単独でEIAをするほどの規模ではないという理解でよろしいわけです
か。

○安井 規模ではないです、はい。

○原嶋委員 はい、了解しました。じゃ、とりあえず、すみません。

○谷本主査 いいですか。じゃ、7番、8番、9番、4番もいいですか。

○原嶋委員 はい、結構です。

○谷本主査 4番もいいですね。じゃ、9番まで終わりました。

ということで、じゃ、10番に入りましょう。スコーピング案のところですね。ここが多
いんです。まず10番、石田委員のところですね。ここは、回答のほうにいただいています、
5段階に分類をし直すというようなことですね。このコメントが、コメントというんです
か、そういうふうなことが書かれていますので、これは後ほど議論したいと思いますが、
このところは生かすような方向でというふうに考えていますが、ご意見、いかがですか。
ここは、10番はこういう回答でよろしいでしょうか。ご判断ください。いいですか。

○原嶋委員 ちょっとそもそも、だから、今EIAができていて、それをリバイスする、あ
る程度リバイスとまでいかないか知らないけれども。

○谷本主査 まあ見直しをしていくときに。

○原嶋委員 その見直すということは前提なんですかね、作業としてはね。ただ、スコー
ピングだけを見直されても、その中身がついてこなければ、また問題になります。その
前提というのは、ゼロから始まっているケースではないので、石田先生のコメント自身が
云々じゃないけれども、ちょっとその前提は、必要があれば見直すということなんでしょ
うか。

○安井　そうです。EIA自体をベトナム側の手続としてもう一遍見直せるかどうかは別にしても、ガイドラインに沿って、不足する部分については調査の中で提言したうえで、事業化に持っていくときには、それが実際に反映されていることを担保したうえで持っていくということになるかと思います。

○谷本主査　ですから、Cのところですね。あいまいだというところをB'とCに分けてみるというふうなことで、調査を進めていくという理解ですね。

じゃ、10番を済みということで、11番も石田委員の、ここは供用前の定義をきちんとしてくださいということで、お答えのほうは、調査のほうでやると。調査もありますし、それから、工事中のところは特に工事中というふうなことを書いておりますというふうなことでお答えをいただいておりますが、よろしいですか、こういうことで。

じゃ、次、進んでよろしいですか。じゃ12番、これも石田委員からです。水利権のところですね。特に調査をしてほしいというふうなことが指摘をされています。それで、水利権のところは後ろのほうでも幾つかコメントが出ていますので、そののところにあわせてチェックを後ほどまとめて、まとめていきたいと思えます。

それでは、次が13番、生物多様性のところですね。ここで本当にもう一度、影響の程度が不明というのと、影響の程度が少ないというふうなことで、ランクをきちんと分けてくださいという、さらなる要求が来ております。生物多様性のところは、これも幾つか後半のほうに出ておりますので、まとめて処理をすればいいんじゃないかなと思えます。お答えはこれでよろしいかと思えます。

それから次、14番の非自発的移転のところですね。この関係、これもいろんなところに後ほど出てきます。これもあわせてやっていけばいいんじゃないかなと、私はちょっと独断で思っておりますけれども、調査できちんとこれから数字を調べていきますとお答えになっていきますので、このとおりでいいんじゃないと思えますが、いかがですか。よろしいですか、進めていって。

それでは、15番が私のところで、ここで非自発的な住民移転がかなりの相当にあるので、評価、きちんと見直し、スコーピングの評価を変えてくださいと、変えてはいかがですかということで、ランクを上げていただいたということですね。これはこれでいいと思えます。

16番、これも私は、雇用と生計のところ、やはり差が出てしまうということに関しては、きちんとフォローアップをしてほしいと、緩和策を立ててですね。ということで、B評価

に上げるというようなことで、これはこういうことでいいかと思っています。

それから、次に17番、これも私が、これも雇用と生計とか、お金の、経済の關係に絡むことなんですけれども、ここでちょっと気になったのが、無秩序な開発が進められるんじゃないかというふうなことがちょっと気になったものですから、類似のことを調べていただいて、そういうことを参考に、対策を講じてくださいというふうなコメントをここでは入れていまして、そういう調査を行い、事例調査を行ってみたいというふうなお答えをいただいていますので、これは、私自身は納得をしました。

それから18番、生活と生計、これもお金の、経済に絡むところですね。特に小ビジネスをやっておられる方、あるいはそういうところに雇用されている方が、やはり影響を受けるというふうなことです。それから、これを生活・生計のところに入れるかどうかということは、まだ議論の余地あるかもしれませんが、もう一つやっぱり考慮すべき、地域とかコミュニティが分断されるという危険性も、というか、必ず出てくるということで、そのあたりも考慮してほしいというふうなことです。これもコメントをして回答をいただいて、軽減策をというふうなことです。必要ならば、ということをお答えいただいているので、いいと思います。

それから19番、これも同じような項目の利益と損害の平等な分配がどうなのかということで、益を受ける方、これ、後ほどにも出てきますけれども、それから、やっぱり損害を受ける方、このあたりをきちんとフォローしてほしいということです。必要であれば緩和策を立ててほしいというふうなことで、提言を行うということといただいていますので、ここはこういう答えでいいと思います。

それから20番、利害の対立ですね。インターチェンジあたりのところは、土地の価格が上がるというふうなことで、主なビジネスの展開の余地は出てくる一方で、そうでないところも発生して、いわゆる格差の問題が出てくるということ。この辺もやっぱり注意してほしいと、一様な対策を講じてほしいというふうなことで、文章もきちんと変えますというふうなお答えをいただいていますので、こういうことで回答はいいと思っています。

それで、21番、どんどん進んでいきますけれども、水利権のところですね。ここは、いわゆる狭い意味での水利権というふうなことです。そういうことと、あと、やはりデルタ地帯なものですから、零細な漁業とか養殖をされている方への影響というふうなことを考えてほしいというふうなことで、この漁業関係あるいは養殖関係のことは後半のほうでもそれぞれ質問が出ていますので、その辺はまとめて、必要であればコメントをするとい

うふうなことにしたいと思います。

○原嶋委員 ちょっといいですか。聞いてもいいですか。

○谷本主査 はい、どうぞ、じゃ。

○原嶋委員 多分、EIAも実際にできて、ご覧になっているんでしょうけれども、周辺の漁業というのは、実際はどう。かなり漁業に生計を依存しているとか、あるいは、あれの規模が大きいですか。それともあまり大したことはないのか。

○安井 すみません、私も現場にはまだ行ってないぐらいなんですけれども。

○佐藤氏 はっきり言って、今回のエリアは大半が農業です。ですから、本格的な漁業はもうないと。ただ、全くじゃあ漁業がないかといえば、そういうことはなくて、その通過する水田の中で養殖を、小規模な、いわゆる全くのlocal、domestic levelですね。そういうlevelのものが少しあると。

○原嶋委員 大規模な、輸出用の大きなとか、そういうことではないですね。

○佐藤氏 そういうのはないです。漁業専用というのは、私の知っている範囲では聞いていないです。全く小さな規模です。

○原嶋委員 ほとんどは水田。

○佐藤氏 もうほとんど水田、あるいは果物をつくっているとか、そういうレベルのお話を聞きました。水田、見た感じは、ちょっと写真、どこか写真、どこかなかったかな。現在まだできていないんですけれども、大半は水田の中を横切っています。その間に、メコンデルタ地帯ですから、水路であるとか、小さな河川。

○原嶋委員 さっきもちょっと橋のことでお聞きしたら、40ぐらい橋が、小さいけれども、できるという、それなりに……

○佐藤氏 それ、そういうのは、そういう小さなものを横切っているということです。全体の環境としては、そういう場所です。ですから、漁業というものを取り組むものはないと。

○谷本主査 河川を利用してでもないですか。

○佐藤氏 EIA報告書の中に書かれているのは、最近、水田で養殖が小規模に。

○谷本主査 行われている。

○佐藤氏 行われていると、そういうケースはあります。

○原嶋委員 周辺の水というのは、それこそ生活用の水はどこからとっているんですか。

○佐藤氏 そういうことも、灌漑水路とかそういうのがありますので。

○谷本主査 よろしいですか。

じゃ、22番にいきましょうか。ちょっとここから私がくどく質問をしています。どうしても気になる場所ですね。25番のところまでは、そういう面では関係していると、つながっているということで、くどく質問をしました。

一番は、やっぱりデルタ地帯でしょうから軟弱地盤ですね。そこで盛土の工法で道路をつくっていくという場合に、やはり沈下の問題は避けてとおれないということですね。それで、圧密沈下をできるだけ早期にさせてしまっただけで安定させるということなんでしょうけれども、ここで一つ、すみません、私はもうこのあたりになると専門外というかあれですけども、圧密沈下を本当に促進する方法で、薬剤使わずということはありません。水分抜くんですよね、要は。

○野末氏 いいですか、こちら、調査のほうで。

○谷本主査 はい、すみません、お願いします。

○野末氏 要するに、主な違いといいますのは、プラスチックボードと呼ばれる10センチぐらいのボードを、細長いボードですけども、地中の中に打ち込んで。

○谷本主査 どれぐらい打ち込むんでしょう。

○野末氏 それは、軟弱地盤層厚の厚さによって変わるんですけども、深いところだと例えば20メートルとか30メートルとか、浅いところだと10メートルぐらいという形で打ち込んで、盛土をしたときの排水が促進されるような形で圧密沈下の促進を図るというふうな。

○谷本主査 早く沈んでしまっただけで。だから、薬剤は使わないで済むの。

○野末氏 ここでは薬剤のやつは計画していません。

○谷本主査 使っていない。

○野末氏 はい。

○谷本主査 いやいや、ちょっとその辺、促進と言われていたので、そういう危険性ないのかなと。はい、じゃ、なければ。ですから、それで圧密沈下が本当に促進された、もう落ちつけば、それ以上のあれは下がることはない。こういうあれはないですね、横にいくというようなこととか。

○野末氏 基本的には、ここに回答させていただいていますように、ベトナムの高速道路の基準というのは非常に厳しい形になっていまして、供用を開始してから30センチ道路面で沈下しちゃいけないという形で設計しますので、そもそも一番大きいところで、工事が

完了した後30センチ沈下するというので、さらにその周辺地盤というか、盛土範囲外になってくると、ほとんど沈下は発生しないという形でコントロールすることになると思います。

○谷本主査 わかりました。じゃ、それで沈下は、そういう面で大きな問題はないというか、もうまず工事中に処理をしてしまうということですね。

それから23番で、盛土部分は結局、外から土を持ってきますよね。要するに、砂質分をできるだけ含んだものなのでしょうね。それはどうされます。もう購入。基本的には川砂を想定されていますか。

○野末氏 周辺の、特に土取り場が10地点ぐらい計画されていまして、そのところから掘削採取するという形です。

○谷本主査 でも、それは丘の部分。

○野末氏 まあ、丘のような形だと思いますけれども。デルタ地帯の中ではやや高いところ。

○谷本主査 だから、そのところはちょっと、土取り場、今もそうですけれども、これは、どうしてもその部分の自然環境、社会環境、ちょっと調査をして、問題ないようにお考えください。ちょっと回答のほうにはそのところが書かれていないし、後半でも原嶋委員が44番で指摘をされています。このあたり、ちょっとやっぱり我々、気になるところなので、お願いをします。

○佐藤委員 土取り場は、集中的に1カ所から取るものなのか、それとも、もうかなり分散させて取るものか。

○野末氏 当然、今回の計画道路は道も長いので。

○佐藤委員 かなり量が多いですね。

○野末氏 運搬距離が短くなるようにというか、1カ所当たりの賦存量も限られていますので、分散させた形での計画になっています。

○原嶋委員 ちなみに、ちょっと話が飛んでしまうけれども、44番に同じ趣旨の質問、そこでEnvironmental Protection Commitment制度で取り扱うことになっており、とあるんですけども、ちょっとごめんなさい、それが、その制度が何である、何を指しているか、ちょっとわからなかったんですが。

○谷本主査 じゃ、そこ、関連して44番のところ。

○佐藤氏 EPCの。

○谷本主査 はい。

○佐藤氏 これは、今の何らかの事業の計画であったり、道路も含めてですが、例えばそれ、道路面のところ、例えば大きな道路ですけど、こういう事業が行われたらベトナムが、今は法的には一つの法の中に含まれているんですが、三つ定めている。最初に、事前にSEAですね、戦略的環境影響評価、三つの枠を合計持っているところですね。それから、一番大きいのでEIAですね。これを行う。これの対象にならない事業というか、こういう既存のものも含めて、どちらかといえば小規模のもの、あるいは非常にディテール、実際の作業内容が明確になったごとに対応できるようなもの、こういうものに対しては、ここに書いていますEnvironmental Protection Commitment、日本語に訳せば環境保護責務ですね、こういうもの。これは一つの法律の中に、これのどれかで対応するようになる。

今回のように、例えば土取り場から何らかの、盛土なら盛土を採取して運んでくると、あるいは掘削土をどこかに処分すると、こういう活動に対してはこのEPCで対応しなさいというのが一つの法律、その関連法令いっぱいありますが、そこで決まっている制度で、今回それに対応しなさいということは、これはEIAの中にも書かれていますし、EIAレポートの承認が出たときも、承認のこれはdecisionとして出るんですが、そのただし書きの中に、こういうことはEPCで対応しなさいというふうに書かれています。EPCというのは、大きく言うと、そういう制度。

○原嶋委員 多分、日本でいうと公害防止協定とか、自主的な取り組みを要請するようなものと似ているんでしょう。

○佐藤氏 はい。業者が申請すると。そして、許可などをとるという大げさなものはないですが、これを当局が、承認ほど大げさなものじゃないんですけども、認めるという、そういう形で。

○原嶋委員 多分、Voluntary Commitmentですか。

○佐藤氏 はい。

○原嶋委員 例えば、JICAのガイドライン側からいえば、本体事業に附属しているものは一体として扱うというのが、こちらのガイドラインにあってはそういう扱いになってくるので、その認識は必要だと思いますね。

○谷本主査 それで、もう一度ちょっと骨材やら土砂のところ、これはどうされますか。いろいろ計画では、民間業者が別途やっているやつを購入する、土木請負業者の人が、あるいは、自分たちがどこか土地を借りて、そのところから採取してくると。どちらを考

えています。いずれにしても、我々の認識は、土取り場、石材、骨材のところもきちんと見て下さいねということなんですね。そこは忘れないでくださいということなので、それも調査、もしあれだったらヒアリングをしてください。お願いします。まだ先ですからね、配慮しておくように。

よろしいですか。

○原嶋委員 はい。

○谷本主査 じゃ、24番にいきましょう。地下水ですね。水利権にこれも絡んでくると思うんですが、ここで私はやっぱり、先ほどちょっと水の話で、灌漑用水路から、あるいは表流水を使っていますというふうなことで、特に地下水を利用されているようなところはないんですね。井戸というか、浅井戸、生活上。

○佐藤氏 井戸はあります。

○谷本主査 ありますか。この辺で、私はやっぱり、ちょっとそういう地下水への影響、それから表流水では、くどいですがけれども、土壌流出によって汚濁が起こればというようなことで、ちょっと気になったものですから、この辺は注意してほしいということですね。できるだけ土砂の土壌流出も抑えますというようなことなので、それはこれで結構だと思います。

それから25番が、水文としては、やっぱり盛土で閉め切っちゃうというふうなことで、水文への影響はほとんどないと、それから、当然ながらカルバートを入れるとか、そういう対策もとられるということですね。ただ、Dという評価は、私はやっぱりちょっともっと見てほしいと。何かあった場合、異常洪水もあり得ると思いますからね。この辺は後ほど、じゃ、コメントするかどうか、考えさせていただきます。

○原嶋委員 水文がDというのは、ちょっと盛土をするのに。

○谷本主査 堤防もね、ある程度堤防で遮断しちゃうんですね。

○原嶋委員 先ほどの話を聞いていると、河川だけでもかなり小さいことも、こんなかさ上げをして。盛土用の土を取るところってどのぐらいのことが起きるか、ちょっと全くこういう地質、見当もつかないんですけれども、場合によっては、場所によっては意味が大きいです。

○谷本主査 道路というのは本当に堤防ですからね、水をぶった切りますから。そういう意味でね、と思います。よろしいですか、ここまでは。

じゃ26番、ここで生物多様性、動植物のところがきました。ここのところが私はちょっ

と矛盾があるんじゃないかということは指摘をして、それから、いろんな委員の方が質問しています。それを後で、後ほどまとめてやりたいと思います。ということで、ここはこれで結構です。

それから27番、公害、ここは水質のところでも少し述べましたけれども、限定的だというふうなことで、これはよろしいと思います。このとおりですね。

土壌もこれで結構です。やはり忘れないでくださいということを理解していただければと思います。

29番は廃棄物のところで、工事をやっていけば、いろんな廃棄物が出ます。私、一つここで書かなかったのに、あえて質問ということで申しわけないんですけども、いわゆる掘削土はできるだけ最大限に現場で生かされると思うんですが、やっぱり粘土質のものですよね。これの処理ですね。これはどこかに持っていくということでお考えですか。土木工事ですから、基本的には、できるだけ現場で掘って埋めて掘って埋めてというのが基本だと思うんですけども、やっぱり砂質土を持ってきて置き換えますよね。ここら辺は。

○野末氏 こちらとしては、掘削、今回、切土区間というものの自体は特になくて、これ、ほとんどが盛土の範囲になるんですけども、一部、軟弱地盤のところですね。

○谷本主査 そうそう、掘るでしょう。

○野末氏 はい。置き換えれば、先ほどの沈下量とかが抑えられるところの区間が、大体1キロ区間弱ぐらいなんですけれども、その区間で2メートルなり3メートルなり掘削が発生するというようなところでございまして、恐らく5万立米とか10万立米といったものの、その粘性土の処分というのは必要になると。

○谷本主査 結構の量は出てくると。

○野末氏 通常ですと、その近隣のストックヤードみたいなところに1回ストックして、もし……

○谷本主査 欲しい人にあげる。

○野末氏 ええ、セメント改良なんかをしながら使えるのであれば流用するということですけれども、その計画自体は、現段階では特になかったです。

○谷本主査 じゃ、処理、必要なあれは対策をきちんととってくださいということですね。

○佐藤氏 EIA報告書の中では、まずリユースというふうになっています。それからもう一つは、管理された一定というか特定の場所へ運んで、そこで処理する。その大きく二つです。

○谷本主査 資料からちょっと読み取れなかったのですが、この辺、じゃ、お願いをします。

30番、もう地盤沈下はわかりました。はい、これで結構です。

じゃ、31番、原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 ちょうど今、谷本先生がおっしゃったように、この先行区間、ホーチミンからチュンロンかな、先行区間はもう完成し、稼働していますよね。そうすると、同じような問題はかなり出て、同じようなことを、例えば土の問題とか。あまりそういう。出ているような気もするんですけどね。これ、先行区間で何キロぐらいですか。

○安井 30キロぐらいですかね。

○野末氏 そうですね。

○谷本主査 その辺の土の処理の状況も結構見てもらう必要がある、いろんな場合の。

○原嶋委員 全体としては先行区間が30キロ、これは多分、先方の国のファンドですね。国の制度なのね。

○谷本主査 それがあるんだ。忘れていた。

○原嶋委員 全体として、それが結構。全く同じじゃないでしょうけれども、かなり重なる部分が多分あるでしょうし、それに加えて、そもそも先方の国のEIAができていますので、情報は結構あると思うんですけども、あとは評価の内容で。

じゃ、ちょっと話を変えまして、31番で、ステークホルダー会議の記述で幾つか、農業排水施設への影響とか、排水施設への影響ということがかなり出ているんですけども、これは具体的には、ちょっとイメージが。いろんなことが起きるんでしょうけれども、多分、灌漑水路が、盛土したり何かしたりして、水路に何か影響が起きるのかというイメージなんですけれども、具体的にはどういう懸念をされているのか。状況としては、把握されているところがあれば教えていただきたいんですけども。

○佐藤氏 一つは、工事期間中の水質汚濁というものです。もう一つは、水路そのもののルート上が。

○原嶋委員 遮断されちゃうと。

○佐藤氏 これはいろいろEIA報告書の中でも、まずはそういう計画を立てないということです。

それから、排水に関しては、工事中のものはいったんポンドをつくって、そこにためるとか、そういう対策をとることで。

○原嶋委員 工事側の排水のもの。

○佐藤氏 はい。

○原嶋委員 そういうものですか。わかりました。

あと、いいですか、ちょっと32番に関連して、既に数カ所、環境基準の理解の仕方を、日本的に環境基準の理解をしていいのかどうか、ちょっと。日本の2段階の基準とはちょっと向こうは違うのかもしれませんが、既に超過しているところが、数は多くはないですけれども、それでも数カ所、2カ所ずつかな、あるんですけれども、これはかなり、もう既に市街地を通過しているからという理由なんですか、それとも。

○佐藤氏 これは、22の測定点ですね。で、測定、フォームから、ちょっとここには書いていないんですけれども、今正確には覚えていないですが、10項目。

○原嶋委員 そもそも現況は、今現況は道路。

○安井 いや、もう野原です。

○原嶋委員 全くの野原。

○佐藤氏 何もないです。

○原嶋委員 それで環境基準を超えているの。

○安井 いや、多分、測定しているのは道路で測定しているんですね。

○佐藤氏 道路です。サンプリングというか、この測定のためにサンプルとりますが、それは必ずしもそんなレベルと、そういった……

○原嶋委員 全くその上じゃないでしょうけれども、その周辺でとっているわけでしょう。

○佐藤氏 周辺は周辺です。

○原嶋委員 そんなに別に極端に離れているわけじゃないですよ。

○佐藤氏 はい。それにもかかわらず、ご指摘は恐らく、見ただ目でSO₂に関して基準超過。まあこれ、どう評価するかですが、基準が0.04PPMに対して0.06は、どの程度のレベルかというのはいろいろあるでしょうけれども、これはちょっと今はっきり言って、原因はわかりません、なぜ超過しているか。

○谷本主査 43番のところ？

○原嶋委員 32番です。43も関係ある。

○谷本委員 ああ、そういうことね。

○原嶋委員 今、32番。

○佐藤氏 その他の項目に関しては、一応環境基準は超している。

○原嶋委員 不思議って、ごめんなさい、不思議というか、そうすると基準……

○佐藤氏 やはり一番考えられるのは……

○原嶋委員 それ、騒音ですよ。

○佐藤氏 交通。

○原嶋委員 車ですよ。

○佐藤氏 騒音も夜間ですよ。

○原嶋委員 そういうところ、そういうの。

○佐藤氏 夜間、非常に想定されているルートのセンターから比較的近いところで、こういう場合があると。今でもやはり多少の動きはありますので。

○原嶋委員 それを今、線形のそのものところは、今野っ原というか。

○坪井氏 田んぼ、水田です、現在のところ。

○原嶋委員 田んぼかもしれないけれども、その周辺には既存の道路がある。

○坪井氏 ええ。あと、もう1号線とあって、それへ並行につくるんですが、既存の道路はやっぱり何本も縦に通っていますので、調査地点においては既存の道路の影響を。

○原嶋委員 それは1号線の影響を受けている可能性はある。

○坪井氏 ええ。要は、1号線がクロスしていたということ、それは十分考えられますので、2地点は、その調査地点の特性になります。

○原嶋委員 ちょっとお聞きしたいのは、なぜか、なぜそういう状況なのか、ちょっとぴんときなかつたんですが、わかりました。

○谷本委員 よろしいですか。

○原嶋委員 はい、結構です。

○谷本委員 では、次、環境配慮ですね。汚染関係、自然環境というところにいきましょう。

33番が、動植物、生物多様性の調査がないということですね。これは、後でどう処理するか。影響の程度は未知数であると、未知であるというふうなことで回答をいただいています。これをきちんとやっていただきたいと、やってくださいという助言をしようと思います。

次、34番、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今回初めてこれ、私、コメントしたんですけれども、パーキングとサービスエリアで、これ、ご指摘のほうで、排出基準に、ルールに従って対応するというところを書かれているんですけれども、このパーキングエリア、サービスエリアが、環境配慮のどこ

ろがここはメインなわけなんですけれども、逆に、例えばこういうところが社会的に何か影響を及ぼすようなことというのが何か考えられるんでしょうか。やっぱりいろんな生活環境が変わるわけですね。地域住民の人たちは、このサービスエリアに何か買い物に行ったり、近くにお店を出したりすることも想定されると思うんですけれども、ここら辺のパーキングエリア、サービスエリアというのはどのようなもので、逆に、一般の人たちは使えないようなものにしていくのか。逆に言えば、もう少し地域の人たちがもっとマーケットを開けるような場所にしていくのかとか、そういうのは何か想定をしていらっしゃるでしょうか。

○坪井氏 現計画では、あくまで閉鎖された区間ですね。あくまで車両用の、いわゆるパーキングとトイレですね。

○原嶋委員 これは先行区間でも同じようなパーキングの。

○坪井氏 今の先行区間は、まだないんですね。正式なパーキングはないですね。日本みたいに近距離にあるわけじゃないので。

あくまで商業施設等については、これはちょっと別次元、民間ベースという話になると思います。これはまだ計画は決まっていますが。あくまで、簡単に言えば、造成して、舗装して、排水して、最低限のトイレくらいというふうなイメージですね。

○谷本主査 じゃ、もうトイレの処理というのが一番。

○坪井氏 ええ、そうです。

○谷本委員 なるほどね。よろしいですか。どうぞ。

○佐藤委員 大丈夫ですかね。何か地域の人たちは、ここら辺はあまり。その住民移転のこととも関係してくるとは思うんですけれども、要は、人はここに、地域住民は関係しないという理解でよろしいんですか。ここら辺は、あまりこういうサービスエリアを活用するとか、生活の中の一部に組み込まれるなんていうことは。

○坪井氏 その辺は、ちょっと事業主体、民間がやるか公共がやるかによって考え方が変わりますので、日本のように発達して行って、サービスエリアを地域へ開放するとかいう話になると別ですけれども、現時点ではそこまでは。

○佐藤委員 なっていないということですね。

○坪井氏 全く考えていない。

○佐藤委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○谷本主査 いいですか。

次は36番、これも引き続き佐藤委員。

○佐藤委員 これも33番の石田委員と、谷本先生の言われていることなんですけれども、やはりメコンデルタ全体で生態学的なある程度の基準とか調査項目、何か配慮すべきいろんなガイドラインとか管理体制ってあると思うんですけれども、そういうようなものというのは今回配慮されないのでしょうか。

○谷本主査 この点は、1番で石田委員が大論文を書かれているので、まさにこのポイントですよ。

○佐藤委員 これは全体会のときにも、初めの説明のときにも、松本委員もこのことをご指摘なさっていましたよね。あのメコンデルタの中での生態系の管理体制をどういうふうに整合性つけていくのかというところ、指摘あったと思います。これもまた後で、後ほどまとめて。

○谷本委員 そうですね。ちょっとまとめましょうね。じゃ、そういうことにさせてもらって、36番、よろしいですね。

37番、引き続き、これも同じ。

○佐藤委員 はい、一緒に後でお話ししたいと思います。

○谷本委員 ということでよろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○谷本委員 それでは38番、こちらは人材の話です。

○佐藤委員 これでオーケーです。

○谷本委員 よろしいですか。

39番は、そうですね、あまりにもそっけなく「ありません」と言わないでくださいというをお願いして、やっぱり、離れていますと、少なくとも、いうふうなことだけは示していただければと思います。これは自然公園とか、そういう保護区なんかの場合と、それから遺跡とか史跡とか文化財のほうもやはり、遠いですということがわかれば我々は文句言いませんので、「ありません」と言われちゃうと、本当かいな、と言いたくなりますので、これはそういうことをご理解ください。

それで、40番ですね。ここのところで、やはり調べてほしい、絶滅危惧種だけじゃないですというのは石田委員の強調されている点、我々もそういう面では共通認識になっていますので、絶滅危惧種以外の、いわゆる動植物についても調べてくださいと。少なくとも聞き取り調査はやってくださいということですね。道路から20メートルだ、100メートル、

それを調べてくださいとまで要求するかどうか、ちょっとまた別の議論になると思うんですけれども、やはり絶滅危惧種だけに限定しないでやっていただかないと、石田委員は納得されないし、松本委員も納得されないと思いますので、これは、すみません、調査団にもJICAにもということで、こここのところに、ある面でいうと、集約をさせていただければと思います。よろしいですか、そういうことで。

それから、じゃ次、41番ですね。先ほど言いました文化財のほうについても、これは47番で佐藤委員が指摘されています。文化財というふうなこと以外に、やっぱり教育施設とか、それから宗教施設、そういうふうなところ、これもきちんと考えといてほしいと、考慮してほしいということです。これはもう本当に、その後ろにも人間がいると、それから動物なんか、動植物もあるということですね。ということなので、これは、申しわけないです、きちんと確認をしてください。

○佐藤委員 できれば、その施設の位置だけではなくて、そのアクセスのルートがもし明らかになっているのであれば、結局、そのコミュニティの分断であったり、移動の分断になるので、やっぱりある程度の大きな道でも結構ですので、そのアクセスのルートというものを確認すると。

○谷本主査 そういうコメントを加えていただいたということですね。

42番、これは、私は街路樹とかもぜひ、そういう緑をできるだけ切らないでほしい、それから戻してほしいと。そのときに、できるだけ在来のものを使ってくださいというのがやっぱり我々として要求したいということなので、騒音・振動対策のみならず、いわゆる光の害ですよ、そういうふうなこともあり得ます。ということで、ぜひ調査をしてください。それから、住民の方も巻き込んで、こういうところはぜひしていただきたいなと思います。そういう意味でコメントをさせていただきました。これで、ぜひ必要というふうになれば、できるだけ在来のものを入れていただくということでお考えください。

43番、先ほどちょっと話題になりましたけれども、原嶋委員、よろしいですか。

○原嶋委員 もういいです。43、44は、もう結構です。

○谷本主査 これでよろしいですか。盛土、いいですね。

それでは45番、これは生計への配慮、弱者へのというあたりですね。これは一括、18番あたりでやったと思いますね。18番あたりでまとめられるんじゃないかな。この辺でまとめたいと思います。影響調査をしてください。

46番、魚のところ、先ほど話題に出ましたけれども、佐藤委員。

○佐藤委員 まさにそうで、恐らくこういうような農地を、例えば小さな養殖をしているような人たちのことを考えると、非常に社会的にも、やっぱり経済的な収入が弱い人たちのかなという可能性があるので、やはりそういう、特に養殖に関してはある程度フォローをしといたほうがいいのかと思って書きました。

○谷本主査 よろしいですか。

○佐藤委員 はい、結構です、これで。次もオーケーです。

○谷本主査 これも零細漁業ですね。

○佐藤委員 はい、先ほどのやつです。

○谷本主査 先ほど言いましたね。

48番、苦情処理の仕組み、これ、どうぞ、佐藤委員、見てください、回答を。

○佐藤委員 「ローカルコンサルタントへの聞き取りによれば、上記の苦情処理システムは、ドナーの融資したプロジェクトでは機能している」、これは具体的にどういう事例があるんですかね。基本的に、これはもう一般化されているという理解でよろしいですか。

○安井 このシステム自体は一般化されていますから、あとは、ですから、実際に機能しているかどうかといったところの事例として何があるかということですよ。

その他、何か事例とか。

○佐藤氏 ちょっとこれ、私、名前を忘れたんですよ、具体的な事業名は。

○安井 事業名ですね。

○佐藤委員 そうなんですか。

○佐藤氏 調べればわかります。

○谷本主査 類似のとか、先行の事業の事例は、調べてください。

○安井 ええ、多分調べている。もう調べているんですけども、ちょっと案件名がぱつと出てこないということ。

○谷本主査 はい、わかりました。お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○谷本主査 49番、これは私が、何人かの方が数字のことをあれですね。52番、原嶋委員もそうです。それから、幾つか出ています。このところはちょっとまとめて後ほど整理をして、必要であれば助言に入れるというふうなことでいいと思います。

○原嶋委員 じゃ、よろしいですか、ちょっと関連して。

○谷本主査 50番、はい。どうぞ、それで続けて。

○原嶋委員 この今の現状のEIAには、RAPは入っていない、多分。入っているんですか。ただ、住民移転の数はある程度特定されて。当然、今は移動しちゃっているとか、そういうことはまたあるんでしょう。

○佐藤氏 これは、世帯数ベースで調査をやっています、今回。ですから、そういう住民数という形では、正確な数は把握されていないですね。

○原嶋委員 4年前の調査で。

○谷本主査 ルートは動いていないですね、ごめんなさい。

○原嶋委員 もともと、そうそう、そもそもそうですね。

○谷本主査 ルートはもう。

○原嶋委員 ルートは、スペックはね。

○谷本主査 はい、動いていないですね。もうインターチェンジとか、そのあたりも決まっているから。そうすると、何戸まではわかると。

○原嶋委員 先行区間は、ベトナムのファンドなので、ベトナムの国内のファンドで補償しているんでしょうけれども、やっぱり補償水準は低くなっちゃうんですか、現実には。

○安井 ドナーは……

○原嶋委員 世銀、ドナーは。

○安井 あまりあれですけども、ドナーがやるよりは、それは多分低くやる。

○原嶋委員 ドナーというか。

○安井 低くなっている傾向はあるんじゃないかと思いますね。

○原嶋委員 世銀水準ではないということですね。

○安井 ええ。

○佐藤氏 あと、やはりこれ、ベトナムの場合、エンタイトルメントといいますか、資格をいかに、どういう手順で、どういう人間を資格ありと認めるかというのは、かなり事細かく決まっているんですね。その中でグレーの人がかなりいるということ。こうなると、正確には、人間の数が把握されていない。世帯は一応。ただ、完全な、最終的な決着、なかなか。ベトナム側に問い合わせると、もうこれは決まりましたというふうなことなんです。よく聞いてみると、まだ口説いているとかです。これはやはり資格をどういう人に与えるかということに根本原因があるということなんです。

○原嶋委員 これ、どのぐらいの世帯と書いてありましたっけ。ごめんなさい、ちょっと。

○安井 移転が必要なのは500。

- 谷本主査 500世帯ですよ。
- 原嶋委員 ということは、1,500人とか2,000人。
- 谷本主査 もっといくでしょう。
- 安井 もっといくかもしれませんがね。
- 原嶋委員 ああ、そうか、途上国だ。
- 谷本主査 もっといくでしょう。
- 原嶋委員 結構大きいですよ。
- 齋藤氏 ホーチミンだと4。ちょうど調べたばかり、3.93人です、合わせて。
- 原嶋委員 平均、1世帯が。
- 佐藤氏 2,000人です。4人ぐらいです、大体。
- 谷本主査 2,000人。
- 佐藤委員 大きいですね。
- 谷本主査 少ないね、意外とね。
- 原嶋委員 3……。
- 齋藤 3.93。
- 原嶋委員 4人ぐらいね。ああ、そうなんですか。
- 齋藤氏 2009年のセンサスに基づきます。
- 原嶋委員 逆に何かEIAが先行した割には、その辺が何か、どこか恐らく、ごめんなさい、こんなこと言うのは何かあまり、何かその辺だけルーズなんですね、生活も、何か。
- 谷本主査 よろしいですか。
- 原嶋委員 はい。
- 谷本主査 じゃ、51番、原嶋委員、補償委員会のほうの。
- 原嶋委員 ああ、いいです。これは大丈夫です。
- 谷本主査 いいですか。52番。
- 原嶋委員 あとは、52、53は今、同じやりとり。結局、JICAとか世銀の要求と先方の国のルールが必ずギャップがあるので、これは他のケースでもしばしば問題となっているので、その違いは次の段階ではかなり明確に出して、していただく必要があるということです。

あと54で、ちょっと私、初めてだったんですけども、こういう何か、ちょっと書き方の規定というのも初めてだったんですけども、ベトナム国内法と国際協定が異なる場合

に国際協定が優先されるというのは、明確にこういうのがあるわけじゃなくて、実際の運用の問題なんでしょうね、多分ね。それと、JICAのガイドラインが国際協定に当たるかどうかは、ちょっと僕、これ。

○安井 何か似たような規定って、ベトナムじゃなくて、あちこちの国にありますので。

○原嶋委員 ああ、そうなんですか。

○安井 そのときは大体、JICAの、ドナーのいわゆる……

○原嶋委員 ドナーのルールをということですか。

○安井 ルールがということがありますから。

○原嶋委員 これで、じゃ、わかりました。

55は先ほど佐藤委員がおっしゃったようなこと、重なっていますので、結構です。

○谷本主査 55番は……

○原嶋委員 もういいです。先ほど佐藤さんがおっしゃった。

○谷本主査 いいですよ。そういうことですね。

じゃ、56番にいきましょうか。ステークホルダー関係、石田委員の56番ですね。これは後段のところ、「以下コメント」と書かれているところは、やはりきちんと提言をしてもらう、提案をしてもらうというようなことですね、必要であれば。

○佐藤委員 私の58とつながっていますね。

○谷本主査 はい、つながる、58。

○佐藤委員 はい、主要意見の。

○谷本主査 ああ、そういうことです、はい。

○佐藤委員 発信者属性を明確に示す云々。

○谷本主査 これですね。これは、じゃ、後ほどですが、一緒に処理ができそうですかね。

○佐藤委員 はい。

○谷本主査 じゃ、57の佐藤委員の質問のところ。

○佐藤委員 57はこれ、表の6-8だったんですけども、住民集会の、地域住民協議のところの、二つの箇所を結局やっていないんですね。質問書の調査と、用地取得通知を発行すると。回答は、要は、県ごとに統一されていない、JICA手順と一致したものではないということですが、基本的には、住民協議というものはJICAがかかわるうちは一つのルールになるかと思っておりますので、それについてはぜひご配慮いただければと思います。

○谷本主査 今後ですね。

○佐藤委員 そうですね。

○谷本主査 じゃ、58はそれで、そういうことで、これからきちんとルール化。

○佐藤委員 58を最後に、58の前半は属性に関する明確化ということなんですけれども、後半は、5年間のタイムラグの意味合いと、各意見の発信所在についてと書いてあります。つまり、もうこの報告がなされてから5年も時間のラグがある中で、これはどういうふうに見ていくのかと。これについてはどうお考えでしょうか。実施時期が2007年になっています。

○安井 そうですね。あまりにも古いものについてはもう一遍、これもどうなるかってありますけれども、ベトナム側との間でもう一度、住民協議会を開いてもらうとかといったことは必要になってくるんじゃないかとは思いますが。

○谷本主査 今後の課題。

○安井 そうです、課題ですね。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○谷本主査 59番は。

○原嶋委員 結局、今のと同じなんです。

○谷本主査 ガイドラインですね。

○原嶋委員 結局、そのJICAのガイドラインから見れば足りないところを、これからどうするかということは同じ問題なんですね。

それと、繰り返しになるけれども、ちょっと古いんですよね、全体にね。だから、ベトナムの国の側でもこんなに。実際の運用はルーズかもしれない。仮にルーズであっても、ちょっと古いので、作りかえを要求してもおかしくない感じはするんですよね。それと、JICAさんでもし確認するとしても、やっぱりあまり古いといろいろ言われますよね。

○吉田 そうですね。

○原嶋委員 だからちょっと、ここに何年とか書いていないでしょう。

○吉田 一概に期間というよりも、その現状の地域の社会状況ですとか環境の状況がどれだけ変わっているのか。全く開発が進んでいなくて変わっていないということであれば、多少古くても有効だという考えがあるでしょう。

○原嶋委員 でも、2,000人住んで、2,000人を動かす、2,000人じゃない。ということは、これだけ、だから動いているわけ。動いているというか、その人たちは毎日動いているわ

けで、その中に非正規の人もいるでしょうから、

○吉田 ただ、ラップの調査が2007年に行われたというわけではなく、自然環境、EIAのほうに関して2007年、2008年ごろ。

○原嶋委員 2,000人住んでいるわけ、500世帯ぐらい住んでいる人がいるわけで、全く原野で何もないという、そういう感じではないので、変化がないと言えようそになるので。いずれにしても、必ずこういうことを、これだけやれば必ずそれを問われるんですよね。次の段階でも必ず問われるし、また多分、半年後に環境レビューやれば、もう5年経っているし、5年経っているということは、実質6年以上経っているわけですよね、実際に調査を始めた段階から考えるということは。それはどういうふうクリアするのか、よく考えられないと。

○吉田 おっしゃるとおりです。前のものから使える情報を使いながら。

○原嶋委員 それと住民、その割には住民移転の特定とか、そこはかなり手を抜いたと言うと怒られるけれども、あまり。

○坪井氏 一つちょっと補足させていただきますと、この事業自身は、広い意味での実施設計が出た。実施設計、設計レベルまで今きています。だから、通常でF/Sが終わって、EIAが終わって、その次の段階までいって。

○原嶋委員 実際はね。

○坪井氏 ええ。今は2011年ですから、去年の段階で設計までいって、ベトナム側の考えでいくと、お金だけつけばもうゴーという段階までできていますので。

○原嶋委員 逆に言えば、その割には、住民移転の特定とかが結構。

○坪井氏 そうですね。

○原嶋委員 ごめんなさいね、先ほどもちょっと。いや、そこをせめているわけじゃ。

○坪井氏 ただ、現場にはもう杭が一部打たれたりしているような状況なので、現場の住民の方々への周知という意味では、ちょっと期が違います、時点が。

○原嶋委員 向こうのルールに従えば別に間違いはないのかもしれないけれども、JICAのガイドラインから見れば、ちょっと。

○坪井氏 そうですね、それはおっしゃるとおりですね。

○原嶋委員 その遅れていることは事実なので、そこをどうやってキャッチアップするかは結構ね。向こうのお金でやっていただく分には問題ないのかもしれないけれども、それは次の段階でも必ず問われるので、古いということは重々強調しておいていただいたほう

がいいと思いますね。

○佐藤委員 あと、やはりメコンデルタそのものが、隣国の経済発展が激しいことと、あと、ダム等ができて水位が水分変わってきているというのもありますし、あと、近年はもう本当に、日本でいうならば集中豪雨みたいに、かなりいろんな今まで予測できないような気候の変化が出てきて、地域的なそういう気候の変動なんていうのが起きてきていますよね。こういうのが、例えばこの5年間のタイムラグを考えたときに、もう今までのものを最大限尊重でき得るものなのか、今後どんどんどんこういうふうになんかもの変わっていくことを想定してやっていくのかによって、全然違うと思うんですけども。

○安井 ただ多分、おっしゃっているイメージのところとチュンロンソン～ミートゥワンって、ちょっと若干離れているのかな。というのは、いわゆるメコンデルタの中心部であればおっしゃったとおりだと思うんですけども、結構メコンデルタの中心よりも北東に寄っている。まだどちらかというところ、それほどウエットなところというよりは、そういうところではあるんですよね。ですから、そこまで影響を受けるかどうかというのは、もちろん確認しなければいけないのかもしれませんが、あまりそこまで変わらない。

○佐藤氏 そう個人的には思うんですけどね。

○佐藤委員 そうですか。

○佐藤氏 現状は、ほとんど水田ですから。

○佐藤委員 だということなんですか。見ていないので、全然わからなくて。

○原嶋委員 これ何、ステークホルダーミーティングは、こちら側というかJICAガイドラインから見れば足りないわけですけども、これは補うわけ。

○安井 そうですね、はい。

○原嶋委員 実務的には、どこかで補うの。

○安井 補いますね、はい。

○原嶋委員 ほとんど、でも、どっちにしても、どこかで特定しなきゃいけないから、住民移転が特定、移転世帯とかは特定しなきゃいけないから、その段階で。

○安井 そうですね、はい。

○谷本主査 RAPは、これ、つくるんでしょうか。

○原嶋委員 つくらなきゃいけないと思う。

○安井 RAPはつくることになりますね。

○谷本主査 これからね。

○安井 はい。

○谷本主査 でも、RAPをつくるとなると。

○原嶋委員 JICAはdonationしなくなって、それなりのものはできる、つくる。

○安井 RAPは恐らくつくるんです。というか、仮に、当然現地のfundでやったとしても、RAPはつくってそれに従ってやっていくはず。Regulationはそうなっていますからね。

○佐藤氏 なっています。保障委員会という言葉を使っていますが、これはもう、これもいわゆる県……

○谷本主査 それがないと補償額も決まらないですよ。

○佐藤氏 日本でいう省があって、県があって、その県レベルのキープレスかかっているようですね、その中に委員会ができて、そこがいわゆるRAPに相当するんですね。ですから、かなりできているような状態です。

○原嶋委員 ちょっと話がまた少し脱線しますけれども、PPPでやることのFeasibilityは十分高いんですか。

○安井 いや、それを今まさにちょっと調査しているんですけどね。

○原嶋委員 もう少し、でも、ちょっとその辺ですけれども、こっちよりこっちは向こうの国が独自でやっているわけでしょう。それは向こうの公社とか、何か国策会社、国有会社みたいなのがやっているんでしょう。それで、だけど……

○安井 ええ、そうですね。ですから、いわゆるいろんな方法がある。言ってみれば、どんなに収益性が悪くても、いわゆるそこを埋めるliability-gap-fundingがあれば、理論的にはカバーできるんですよ。いわゆる補助金が入ってくればですね。その補助金が実際に取れるかどうかというのは、その議論、あるいは、そういった補助金で本当にリスクが軽減できるかどうかといったところは、まさにこの調査の中でちょっと調べていくということになるかと思えますけれども。

○谷本主査 じゃ、回答のチェックはこれで終わったということで、今日は早かったですね。これからまとめですが、ちょっと休憩しましょうか。

○原嶋委員 問題は石田さんのところをどうするか。

○谷本主査 またいないんだ。飛行機に乗っちゃっているの。ああ、そうか。

じゃ、5分ぐらい休憩しましょう。

午後3時10分 休憩

午後3時18分 再開

○谷本主査 じゃ、青木さん、いいですか。

○青木 はい、お願いします。

○谷本主査 じゃ、始めましょう、再開しましょう。

個々にいく前に、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ちょっと質問が一つ出たんですけれども、資料のほうの11ページのところに、この表流水質の汚染の主原因に関して、農業活動と、あと排水及び生活排水と書いてあるんですけれども、これでいろいろ測定結果のことも書いてはいるんですけれども、基本的にこれ、水質の汚染というものは、これは、要は家畜による糞便性の影響の中での富栄養化のものなのか、それとも、これは生活排水のウエートが強いということ、どちらでしょうか。どちらのほうのウエートが。

○佐藤氏 これは、EIA報告書の中では、生活排水及び農業排水の影響であろうというような記述ですから、そういうことですね。

○佐藤委員 今後、例えば住民が移転されたときに、そこら辺の水質の負荷というものは軽減されるという理解でよろしいですか。

○佐藤氏 そうですね、影響は変わってくると思いますね。軽減されるかどうかはともかく、今の水位がある、2000年のもの。

○佐藤委員 もう1件なんですけれども、11ページの一番下に、その農地は米作には適さなくなってきたためと書いてあるんですけれども、これは何か気候の変化とか、最近では米づくりじゃなくて、農家の中にペニーウォート、ビターメロン、コリアンダー等の作物栽培と書いてありますけれども。

○佐藤氏 これもちょっと原因不明なので。米作されていないです。こういうふうな記述があるというのはわかりますね。

○佐藤委員 何かの要因が明らかであるというものではないということですか。

○佐藤氏 はい。

○佐藤委員 だんだんそちらのほうで、例えば高く売れるからとか、集約的だとか、そういう。

○佐藤氏 そのことは何とも言えません。

○佐藤委員 ああ、そうですか。

○佐藤氏 でも、そういう原因が関連しているのかどうか、可能性についてですね。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○谷本主査 よろしいですか。

○佐藤委員 大丈夫です。

○谷本主査 それでは、1番からコメント、助言にする、しない、判定しながら、判断しながら、助言にする場合はどういう文言にするか。

じゃ、吉田さん、すみません、よろしく。

○吉田 はい、準備できておりますので。

○谷本主査 じゃ、1番はどうしましょう。これ、石田委員のところは、ちょっと私は先ほど先走って、40ぐらいのところで一緒にやれば、処理をすればいいんじゃないかというコメントをしましたが。まさしくメコンデルタという多様性のあるところの話なんです、そういう方向でよろしいですか。

○原嶋委員 いいと思いますよ、はい。

○谷本主査 いいですか。じゃ、1番は40他と合体するということで考えましょう。

○佐藤委員 1点だけ。

○谷本主査 はい、どうぞ。

○佐藤委員 メコン流域のやっぱりその生態系の管理体制に対する配慮というのは重要かと思うので、その国内対応だけではなくて、メコン全体の生態系のことというのは多分管理ができていると思うので、そこら辺との整合性は持たれたほうがいいかなと思います。

○谷本主査 それは、どこかに入れるんですね。

○佐藤委員 この1と、この40等に加えて、デルタ地帯の管理体制への配慮。

○谷本主査 メコンデルタ地帯の生態系ですかね。

○佐藤委員 管理体制への配慮をすること、との整合性を確保することとか。

○谷本主査 じゃ、一応、40番のところにそういう文言を入れるというようなことで、少しメモをとりました。じゃ、40番のところで検討しましょう。

2番は。

○佐藤委員 削除をお願いします。

○谷本主査 よろしいですか。

○原嶋委員 3番削除、4番削除、5番は残してください。

○谷本主査 5番を残す、はい。

○原嶋委員 6番削除、7番削除、8番削除、9番削除。

○谷本主査 はい。じゃ、原嶋委員、5番のところは、確認することというふうなことで。

○原嶋委員 そうですね、とりあえずこんなような感じで。

○谷本主査 このままでいいですか。

○原嶋委員 はい。あとはまた全体をとおして。

○谷本主査 はい、わかりました。

じゃ、吉田さん、5番のところ、助言の1にという形に、このまま入れてください。

○原嶋委員 2007年という資料をあったような気がした。2008年。そうすると……

○吉田 EIA自体が2008年で、調査が2007年で。

○原嶋委員 ああ、そうですか。じゃ、それだけちょっと、そのどっちが正しいかというのを認識してください。調査、これはそうです、一緒にね。

○谷本主査 いいですね。

では、10番ですね。ここは残しましょう。これは石田委員、ぜひと思います。

ここは、ちょっと吉田さん、事前評定のC評価には二つの異なる定義があるのではないかと、ちょっと入れてください、仮に。事前評定のCの評価には二つの異なる定義、考え方があっていいのではないかと。ちょっとそこ、後で入れるとして、評価の、影響評価の段階を見直すことと、一応そういう形でしてください。後でちょっと石田委員に、私も考えますけれども、文言は後ほどということで、これが2番目の助言案にしてください。これが全体で、スコーピング案のところでも結構ですけども、特にCのところですね。Cのほう、これ、後ほど考えましょう。

それから11番は、これは、調査等の段階とかと、それから工事中ということで、このコメントはよろしいですかね、11番、石田委員のところ。どの段階を指すのか、計画時と、それから工事中と、これはまあ……

○原嶋委員 これでいいんじゃないですか。いったん削除しといて、また石田さんからコメントをいただくことでもいいんじゃない。

○谷本主査 じゃ、削除でいいですか。

○原嶋委員 ええ、いったん削除し。

○谷本主査 はい、わかりました。じゃ、11番は削除しましょう。

12番。

○原嶋委員 これ、何か幾つか水利権のところがありますよね。

○谷本主査 これはまとめたほうがいいですね。

○原嶋委員 21かな。

○谷本主査 これ、水利権で。

○原嶋委員 21です。21にも。

○谷本主査 それで、これ、石田さんの意図は、漁業、農漁業のところを指摘されているんですね。その一方で、水利権についての現状はどうか不明であるということも強調されているんですね。ですから12番は、水利権の状況について調査・確認することと、「調査のうえ確認し、評価すること」を残しませんか。

○原嶋委員 それ、21と合体させちゃってもいいです。

○谷本主査 21は、これ、私のところは零細の漁業のところですよ。これはむしろ生計とかそちらのほうに持っていきませんか。というふうなことで、ちょっと私、考えてみたんですが。ですから、12番のところは、水利権の状況を調査して確認して、評価してくださいということだけにしてください。これがナンバーの……

○佐藤委員 12の上はどうしますか。

○谷本主査 上のほうは、後半のほうで漁業者のこととか何人が聞きましたよね。21番を含めて、その辺でまとめましょう。

○原嶋委員 これ、上の段は特に載せなくてもいいかもしれないですけどね。ご本人が回答を読んで、どうしても納得がということであれば別ですけども。

○谷本主査 上の段でしょう。

○原嶋委員 ええ、上の段は、文は、助言としては残さずに。

○谷本主査 上の段は、どこかに持っていきましょう。

○原嶋委員 はい、わかりました。

○谷本主査 そうしましょう。

その次、13番は、これはB' とCの評価に分けなさいというコメントになりましたので、2番で、10のところ、これは削除してよろしいかと思えます。よろしいですか。

さて次、14番のところ、これ、私も聞いていますが、この石田委員のところは、後段にありますね、社会的な配慮のほうの……。

○原嶋委員 49ですね。49以下。

○谷本主査 はい、以下ですね。ここのところに持っていきましょう。

○原嶋委員 これ自身は要らないですね。

○谷本主査 はい。ですから、ここは削除、14番は。よろしいですか。

その次に15番、これもそういう面では49に持っていけばいいと思えますので、削除しま

しょう。

その次に16番、緩和策ですね。これも以下でいろいろと聞いていますので、ここは結構です。削除してください。切ってください。

じゃ次、17番、土地利用や地域資源の利用のところですね。ここは、他の項目でも関係しますが、特にここでは、17番は、吉田さん、すみません、上から半分以下のところで「その一方で」というのがありますね。その次から、「土地や地域資源の無秩序な開発の結果として負の影響も十分予見されることから」、「類似事業の事例調査を行われたい」という形で、ちょっと入れてみてください。これが4番目のコメントとして、助言案として、これは残してください。よろしいですか、そういう形で。

その次に18番が、これは非正規の方々ですね。これはだから、後ろにどこかまとめましょうか。非正規の方々の対応というのがどこかにあったと思うんですね。

○原嶋委員 49です。

○谷本主査 これも49ですか。そこに持っていきましょうか。じゃ、ここは49に持っていくということで、吉田さん、ちょっとメモを入れといてください。

○原嶋委員 ただ、これ、スコーピングについての助言であれば。

○谷本主査 ここでいいのか。

○原嶋委員 格付けだけのことについては、もし格付けのことだけにフォーカスするのであれば、場所的にはこれでいいです。中身については……

○谷本主査 中身のほうですよ。やっぱり中身のほうにしましょう。B評価に変更しますというふうに格付けは上げられていますから、そういう面では、ここはきちんと調査してくださいというところで、49のほうに持っていきましょう。それでいいと思います。いかがですか。

○原嶋委員 ちょっと待って。これ、「供用前の評価は-Aとなっているが、フォローアップの必要性から供用後の」負の影響。住民移転のときには、一般論ですけれども、住民移転の格付けをするときに、供用前だけですべてを評価している場合がある。実はその後、規模がどうなると、それはもうここだけの問題じゃなく。そういう整理されていないんだね、実はね。

○吉田 そうですね。調査ごとに評価していると。

○原嶋委員 簡単に言うと、すごく、100万人、住民移転しますと明らかにBなわけですがけれども、ただ、それをレーティングするときに、供用前だけにdecisionを、供用開始がも

う終わっているの、住民移転はそこでは考慮しないという前提で、その供用前で全部を評価してしまっ……

○谷本主査 あとはしないと。

○原嶋委員 終わらせているというケースが結構多いんですよね。

○谷本主査 でしょう。ここはされている、しますと。

○原嶋委員 Bに、だから、あえて言えば、そのBに、供用後にあえて評価をすることの意味。

○谷本主査 だから、モニタリングをしてください。

○原嶋委員 モニタリングの意味ね。ああ。

○谷本主査 それはあるんです、ちゃんと。もう終わったということで……

○原嶋委員 それを前提にかかるのね。

○谷本主査 無視しないでくださいと、何かあったときには……

○原嶋委員 それは常にモニタリングは必要なんですよ、苦情処理の問題はあるので。

○谷本主査 そうそう、そうなんですよ。これも大気汚染とか、自然環境も。

○原嶋委員 日本ではあまりそういうケースは少なく、多分、ほとんど見ていると、住民移転については、供用後は評価なしなんですよ。

○谷本主査 もう知らないと。

○原嶋委員 評価なしと、評価する必要はないという、別に評価しないわけじゃないんだけど、たまたま位置づけ上、そういうふうになっていることがほとんどだったので、こういう助言というのは結構珍しいかもしれないですね。わかりました。

○谷本主査 ですから、評価上げてもらっていますから、後ろのほうで言いましょう。

○原嶋委員 わかりました。それじゃ、モニタリングという趣旨ですか。モニタリングじゃなくて、苦情処理とかそういうことを含めて。

○谷本主査 はい、それも含めてね。

○原嶋委員 はい、わかりました。

○谷本主査 19番は、これもそうなんですよ。非自発的な人々の利害の衝突。これもモニタリングをしていただくということで、後ろのほうで、49あたりがかなり大きくなるかもしれませんが、入れるということで、ちょっと考えてみましょう。

20番も利害の対立、これは何だったっけ、格差の話ですね。こここのところは文言を変えますということと、このところの、そうか、3番。すみません、17番と一緒に考えられる

んですよね。土地利用や地域資源の利用の、ある面でいうと、これ、結果としての話になりますから。これはもうよろしいでしょう。削除しましょう、20番は。

21番です。ここが零細事業や養殖のところですね。これが、先ほど12番の石田委員の前半のところなんですね。これを何かのところに、生計のところですかね、これ、入れるとしたら。その漁業者、養殖業など、零細な人々への、貧困層とか、その辺の配慮をしてほしいということ。

○佐藤委員 45の石田委員との指摘も絡めていますね。

○谷本主査 45番ですか。社会配慮。

○佐藤委員 社会配慮のここら辺と絡めませんか。

○谷本主査 ああ、ここか。

○佐藤委員 生計への影響。

○谷本主査 ここに入れましょうか。

○佐藤委員 はい。

○谷本主査 じゃ、ここに持っていきましょう。すみません、いい指摘いただきまして。じゃ、12番の石田委員の前半もそうですし、それから私の今の22番もここでは省いて、46へ持っていきましょう。

○佐藤委員 45ですね。

○谷本主査 すみません、そうですね、45ですね。はい、そうしましょう。

その次は、自然環境の地盤のところはよろしいですか。もうこれはプロの方々の判断に従います。

23番、土壌も、盛土材のところ、骨材のところは、これは佐藤委員からの指摘があったんですね、後半で。原嶋さんか。

○原嶋委員 盛土は、ええ。

○谷本主査 44、こここのところにまとめましょうか。

○原嶋委員 いいですよ、それで結構です。

○谷本主査 そうすると、23も削除してください。44で処理をしましょう。

24の地下水。これは水質とか表流水含めて、先ほど佐藤さん、ちょっと聞かれていましたけれども、よろしいですか、先ほどの家庭排水からの問題とか、そういうあれがありましたけれども。水文含めて、この辺全部水関係ですけれども。

○佐藤委員 栄養塩の濃度が高いということがわかったということが書いてありましたよ

ね。どうしましょうか。

○谷本主査 ここは、24番は私も土壌の浸食、土壌関係から来る水質の汚濁の話をちょっと取り上げているんですけどもね。

○佐藤委員 水質汚濁の原因となっているようなことを、もう少し明確にしてほしいという書き方はどうですか。

○谷本主査 そうすると、どこか後ろのところに水質があったんですけど。水質関係は、後ろにはないんですね。水質の……

○佐藤委員 そういう関係はないですね。

○谷本主査 汚濁はないですね。むしろ27番か。27番で私は、評価のところでBにすべきじゃないかというようなことは、コメントはしているんですが、水質関係は、特にそれ以外はないですね。ですから、住民の人たちの生活配慮、そういう面では、ちょっと我々遠いんですよ、プロジェクトからはね。

○佐藤委員 そうですね。

○谷本主査 離れていて。

○佐藤委員 そうですよ、プロジェクトですものね。

○谷本主査 そういう面ではね。

○佐藤委員 関係ないか。

○谷本主査 取りましょうか。

○佐藤委員 はい。

○谷本主査 じゃ、24は、吉田さん、削除ということで。

25番の水文も、工事による大きな影響はないということで、取りましょう。

26番、これは生物のほう、後ほど一括でやりましょう。

27番も、ですから、これはコメント、評価をしてくださいという、変えてくださいということですから、結構です、このまま。

土壌汚染は、起こさない、大きなあれはない。

廃棄物で、排出土の処理か。

○佐藤委員 あまりなかったということでしたよね。

○谷本主査 取りましょう、これももう。じゃ、ごくごく簡単に。

地盤沈下。

○原嶋委員 ちなみに、建設残土は廃棄物として見ないという。

○谷本主査 いや、みなしますよね。残土は、掘削の残土は廃棄物ですよね。一応は廃棄物ですね。

○佐藤氏 はい。

○原嶋委員 盛土、持ってくる、あれ、出ていた。そうか、泥がね、水を含んだものが大分出ている危険はあるんですよね。

○谷本主査 取りましょう。

30番も、はい、これももう、地盤沈下、結構です。

○原嶋委員 31は残していただいて、ただ、文末のところを、「これらの問題を表8-1」というところを、回答のほうにある表現に差し替えていただければいいです。回答のほうに「表8-1 スコーピング表の「4」とありましたが、そこに明記することということで続けます。

○谷本主査 明記してくださいと。これは、ここでいいですか、それとも。だから、スコーピングのところですね

○原嶋委員 そうです、ええ。

○谷本主査 じゃ、ここの。

○原嶋委員 場所はここのほうがいいと思う

○谷本主査 いいですね。

○原嶋委員 ただ、もとはステークホルダーの協議の懸念を持っています。

32番は43と合体するので、ここでは削除でいいです。

○谷本主査 ここはいいですか。

○原嶋委員 43と合体です。

○谷本主査 じゃ、31番のところは、文言を直して。じゃ、5番目の助言案ということで、残してください。

33番が多様性のところですね。これはだから、後ほど一括です。

34、35番、佐藤さん、どうですか。

○佐藤委員 残す形で、文章をお願いします。されているかと二つ書いてありますけれども、その後「排出基準と整合しているかを確認し明記すること」と、両方とも同じで。

○谷本主査 「パーキングエリア／サービスエリア等からの」ですね。

○佐藤委員 排出、廃棄物ですね。

○谷本主査 排出と廃棄についてはベトナム……

○原嶋委員 これ、ベトナムというのは、日本みたいに排出基準と環境基準を分けているの。

○齋藤氏 分かれています。

○原嶋委員 分けているんですか。なぜかという、ちょっと後から出ますけれども、43のところ、今、43とか32のところ、環境基準を超過しているというのと排出基準、かなり差が多分あると思うんですけれども、じゃ、分けている。わかりました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○谷本主査 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○谷本主査 じゃ、それが6番目。

○佐藤委員 36、削除をお願いします。

○谷本主査 36はよろしいですか。

○佐藤委員 37、削除をお願いします。

○谷本主査 はい。

○佐藤委員 38、削除をお願いします。

○谷本主査 これもよろしいですか。

39が私ですね。これ、どうするかな。はい、これもいいでしょう。どこかレポートに入れてください。

40番ですね。ここですね。ここに、ですから、まず吉田さん、頭に、最初のところに「メコンデルタ地帯」、地域、地帯と、どちらを言いますか。

○安井 どちらでもいいと思います。

○谷本主査 じゃ、地帯を使おうか。いいですか。後で直しましょう。「メコンデルタ地帯の生態系の管理体制を」、どうしましょうかね。

○佐藤委員 確認。

○谷本主査 することか。

○佐藤委員 「確認すること」。

○谷本主査 はい、「確認すること」、これが。

○佐藤委員 まず入ります。

○谷本主査 はい、まず最初の。その次に、「表6-3に示されている」を取ってください。プロジェクトエリア、そうか、「調査対象地区の」ですね。「絶滅危惧種に」というふう

な、「危惧種」のところから次の「調査を行うこと」と、ここまで入れてください。これが二つ目。それから、「同様に」というのを「さらに、絶滅危惧種には認定されていない動植物についても調査を行うこと」と、一応そういう形で三つ、3段立てでつくってください。それで、皆さんに言葉をあれして、特に石田委員のコメントを求めましょう。これで幾つかの項目を集約したというコメントにします。

○吉田 すみません、今の3点のうちの一つ目なんですが、「管理体制を」ということは、現地の例えば環境省なり、そういったところでどういった取り組みがされているということを確認することと、そういう趣旨でよろしいですか。

○佐藤委員 どうか、メコン全体でそういういろんなルールはあると思うんですよね。

○吉田 じゃ、ベトナム……

○佐藤委員 それに基づいて何かベトナムも対応していると思うので、ここいら辺の一連とした整合性を確認するというのでいいと思います。地域全体と国の話の両方あると思います。

○谷本主査 何か言葉入れますか。「確認すること」で、だれに対して。何か言葉入れましょう。「メコンデルタ地帯の生態系体制について、ベトナム政府の考え方」というようなことを入れましょうか、そういう言葉を。

○安井 多分、どっちにしても、ある局が担当していますので、そこに確認とることになると思います。あってもなくても、多分そこはわかるかという気はします。

○谷本主査 わかる？ 大丈夫？

○安井 ええ。

○谷本主査 わかるとおっしゃっています。

○安井 わかりませんかね。あるとすると、持っていくところは決まっていますし、きっと。

○原嶋委員 むしろ、石田先生の一番最初の1番の。

○谷本主査 何かありますか、そこに。

○原嶋委員 下にコメントというのがあるんですよね。その最初の文章を生かされたほうが。体制を調べるというよりはむしろ、体制を調べるということもあるでしょうけれども、制度を調べるというよりは、むしろ全体のバランスを損なわないようにしてほしいということが、ある意味で、ここに石田さんの。

○谷本主査 じゃ、ここを持ってきますか。

○原嶋委員 はい。石田先生のところに「デルタ地帯の多様な生態系バランスを崩すことになる」、「見積もること。」と。このままがいいかどうかは別で、この趣旨のことを一番に、そういう配慮を。

○谷本主査 じゃ、「メコンデルタ地帯の多様な生態系のバランスを把握すること」。

○原嶋委員 そういう趣旨の。

○谷本主査 そういう表現のほうがいいですかね。「バランスを」、その後ろ。

○吉田 すみません、そうしますと、デルタの生態系を調査する、非常に大きな調査になってしまいますので、ちょっと。それを踏まえたうえで、その局所的なという話だと理解はしているんですけども、ちょっと文言については後ほど。

○谷本主査 生態系に配慮すると。

○吉田 また確認させていただきます。

○原嶋委員 要は、木を見て森を見ないようなことはやめてほしいということだと思うんだよね。だから。

○谷本主査 これだけはやめてくださいと、広く考えてと。

○原嶋委員 最初から森を調べてくれと言っているわけじゃないでしょう。

○佐藤委員 多分、メール審議で、石田委員も言ってくるので。

○原嶋委員 ちょっと石田委員に一度ドラフトしていただいて。

○佐藤委員 そうだと思いますよ。大丈夫だと思う。

○谷本主査 それも、じゃ吉田さん、最初のところの後ろに、このところを入れといてくれる。

○吉田 わかりました。

○谷本主査 ちょっと入れてみてくれる。

○原嶋委員 ただ、石田さんの文面は少し尊重していただいたほうがいいと思う。今、佐藤先生がおっしゃったような体制の問題も、場合によっては少し言及していただければいいと思うんですけども。むしろ体制を調べるというよりは別の、木を見て森を見ないようなことはしないでほしいということが一番重要で、それって確かに大変な調査だと思います。

○谷本主査 じゃ、そういうことで、ちょっと吉田さん、お願いします。

41番は、これは47の佐藤さんのところに入れて残しましょう。これはちょっと、国立公園とこれは別な扱いで、私はやっぱり宗教施設とかその辺のことは気になりますので。

- 佐藤委員 文化的も含めてですね。文化も一緒に入れて。
- 谷本主査 そうそう、はい。ということで、47のほうと合体する方向で。41は、ですから削除しましょう。47で、アクセスルートやら、その辺のことも含めて処理しましょう。
- 42番は、もうこれは結構です。
- 佐藤委員 逆に、街路樹の設置は……
- 谷本主査 入れますか。
- 佐藤委員 僕は重要だと思うんですけどね。
- 谷本主査 じゃ、はい、すみません。
- 佐藤委員 検討だけでもいいかなと思うんですけどね。
- 原嶋委員 これ、先行区間はもう何もなし、その緩和措置はほとんどないですけども。先行している。
- 安井 先行する区間はないですね。
- 原嶋委員 もう何もなく、ぼーんと。
- 坪井氏 ええ。基本的には盛土構造のなくて、あれも何もない形で、盛土も。そこは供用、高速道路ですね。
- 谷本主査 どうしましょう。インターチェンジとか、その辺のあれも。
- 坪井氏 のり面は、当然植生はしていますけれども、あれ、一段上になりますから。
- 谷本主査 のり面にも、そういう木は植えていなくて。
- 坪井氏 のり面は植生です。
- 原嶋委員 ただ、騒音が何か環境基準を超えているというのがちょっと気になる。
- 谷本主査 芝張りでしょう。芝張りだけやった。
- 坪井氏 そうだ、芝張りというか、芝張り、もしくは、何と言ったらいいのかな。
- 谷本主査 灌木。
- 坪井氏 うん、低木みたいなものをやっていますね。
- 佐藤委員 環境基準を超えたのは何だ、振動が超えているんですか。
- 原嶋委員 ただ騒音で。
- 佐藤委員 騒音が超えているんですか。
- 原嶋委員 騒音でしょう。40、32番の答えの中。残しておいていいんじゃないですかね。
- 谷本主査 残しましょうか。
- 原嶋委員 ええ。ただ、もう少し、文面としてはもう少し幅をつけたほうがいいのかも

しれないけどね。

○谷本主査 はい、じゃ残しましょう。8番目ですね。

○原嶋委員 43番は、ちょっと文面を変えていただいてよろしいですか。「大気汚染（二酸化硫黄）及び騒音の測定結果がベトナムの環境基準を満たしていない原因を確認すること」と。

○谷本主査 これが9番目ですね。

○原嶋委員 その頭に、じゃ、「現状において」か。現状、「及び騒音」です。ずっと大気汚染の前、頭に現状、現況か現状です。「現状において」。

○吉田 こういった形でよろしいでしょうか。

○安井 すみません、42番なんですけれども、基本的に街路樹の設置検討というのはおっしゃるとおりなんですけれども、その有効性が確認されたなら、地域住民とともにその調査を行うといったところまで求められますでしょうか、と。

○谷本主査 切りましょうか。

○安井 すみませんが。

○谷本主査 言いたいことはね、そこまでやってほしいなという希望はありまして。だから、「調査を行うこと」。「行うこと」と、「また樹種の選定に当たっても、出来るかぎり現場にある在来種にすること」と、一応そうしてください、後で。

○佐藤委員 それだけでもいいですよ、もう本当に。

○原嶋委員 44番は残しますけれども、谷本先生の前のコメントの……。

○谷本主査 私がいつもいつもこれは言うんですよね。

○原嶋委員 いろんな意味をもう少し含んで、直していただいて全然構いません。

○谷本主査 盛土材や骨材などの採取場所の調査を行うことと、一応そういう感じでちょっと残してください。後でちょっと文言は直します。骨材などを調達する場所の社会・自然条件を調査することというふうにしてください。後でちょっときれいに直します。それが10項目ですね。

その次にいきましょう。よろしいですか、そこまでは。

○原嶋委員 45は大事ですよ。

○谷本主査 45ですね。これをどうしましょうか。この辺が、先ほどの議論では、18ぐらいのところに入れましょうかと。ところが、18は49と合体しましょうかというふうなことになっているんですね。49あたりで一括処理をしましょうか。

○原嶋委員 いいですよ。はい、結構です。

○谷本主査 零細な方々ですね。だから、45番は削除してください。石田さん、いいと思います。

46の佐藤委員のところも。

○佐藤委員 削除です。

○谷本主査 それでいいですよ、49に持っていくという。

○佐藤委員 はい。

○谷本主査 47、佐藤委員、ちょっとこれはコメントでぜひ入れてください、11番目。

○佐藤委員 「多数の住民が居住していることを踏まえ」、すみません、そこだけ残してください。少し切って、「文化的・宗教的施設の位置と主要なアクセスルートを地図上にマッピングすること」、それでいいと思います。要は、コミュニティの分断と、あとは、施設は文化遺産レベルじゃなくても、教育施設だったり、宗教施設も入るということです。ありがとうございます。

○谷本主査 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○谷本主査 それでは、苦情処理関係。

○佐藤委員 48番、一番初めに「機能している苦情処理の仕組みを調べるとともに、本プロジェクトにおいて活用すること」、変か。

○原嶋委員 これは、苦情処理は、住民移転の苦情処理。

○佐藤委員 住民移転も含めてですね。

○原嶋委員 含めて、もっと広く。

○佐藤委員 広く。で、今までの事例があるので、それをちょっと引っ張ってきて、そういうようなものを参考に。

○原嶋委員 これ……。

○佐藤委員 要らないですかね。

○吉田 すみません、右ので終わっていて。

○原嶋委員 これ用地取得は住民移転ですね。

○谷本主査 環境関係の劣化、環境劣化には。

○原嶋委員 いや、それではないですね。

○谷本主査 そこまでは言わない。

- 吉田 説明させていただいている範囲で言いますと、苦情処理……
- 原嶋委員 佐藤先生の質問がどこをターゲット、苦情の範囲のどこをターゲットして。多分、回答のほうは用地取得中心なんですね。
- 佐藤委員 ああ、そうか、そうか。
- 原嶋委員 多分実際、用地取得ぐらいしか、なかなか苦情処理は。ないわけじゃないんでしょうけれども、そこはちょっと整理してね。もし住民移転だけであれば、50番以降に住民移転を一つにまとめなきゃいけないと思います。
- 佐藤委員 じゃ、もうそれで、ほんの一部。
- 原嶋委員 そのほうがいいのかもしい。
- 佐藤委員 じゃ、削除。
- 原嶋委員 いや、それは削除じゃなくて移転、場所を変えれば。
- 佐藤委員 場所を変える、はい。48を移動させる。
- 原嶋委員 住民移転は多分幾つか整理しないといけないかもしれない。
- 佐藤委員 くっつけると、はい、すみません。
- 原嶋委員 ということで。ただ、住民移転以外の苦情まで考慮されているのであれば、ちょっと違うと思う。
- 佐藤委員 いや、あまりないと思うんですけどね。
- 谷本主査 じゃ、これは後ろに回しましょうね。
- 佐藤委員 後ろに回します。
- 原嶋委員 住民移転は多分かなり整理しておかないといけない。
- 谷本主査 さて、じゃ、49以下を一つの、あるいは二つの文章に。
- 原嶋委員 そもそも住民移転計画はないんですよ。現状でないに等しいんです。だから、とにかく住民移転計画をつくることということがまず第一なんですね。
- 谷本主査 はい、ですよ。
- 原嶋委員 今回は一応ないと言っていいんでしょうね、現状。ベトナム法であるのかもしれないのか。ちょっとそこは難しいんですけども。
- 安井 現状に合わせた住民移転計画をつくるということで。
- 原嶋委員 ないということで、とにかく住民移転……
- 安井 ちょっとわかりません。過去にひょっとしてあるのかもしれませんが、あったとしても、それは不十分なので、もう一遍見直したうえで。

○原嶋委員 修文というか、それも含めて、移転住民を特定して、一応JICAのガイドラインに沿った住民移転計画をつくることということは、もうとにかく一番お願いしなきゃいけないことです。

○谷本主査 じゃ、今、原嶋先生が言った点をまとめてください。

○吉田 そうですね。ただ、すみません、どの調査でもあっても、ガイドラインに基づいて調査を行うことはもう普通の業務としてやっていますので、それをあえて助言として書かれるかどうか。書いていただければ、もちろんやるんですけども。

○谷本主査 もう一つのポイントは、EIAが古いでしょう。

○原嶋委員 それは一応最初に書いたんです。最初に、5番じゃない、新しい番号はわからないんですけども、5番のところで一応それが書いてあるんですけども。

○谷本主査 コメントの？

○原嶋委員 ただ、でも、それは書いてもいいじゃない。なぜかという、あえて反論すれば、この案件についてはEIAが先行しているというケースで、最初から白紙の状態からJICAさんが支援しているケースとは違ってやっていると。それにもかかわらず、ちょっと住民移転は遅れていますよね。だから、それで事実上、おっしゃったとおり、ないわけじゃないかもしれないけれども、ないに等しいような状態であるから、今後のレビューの段階では、それをリマインドするということは、助言としては非常に。確かに今、若干くどいかもしれないけれども、リマインドすることは非常に大事じゃないかと思えますけどね。それはなぜかという、次に環境レビューをするときに、レビューをする人たちが見たときに、それを把握していただける意味もあるので、頭書きとしては必要だと思いますけれども。

○谷本主査 待ってくださいよ。

○原嶋委員 もっとあえて書けば、現状の住民移転計画はつくられていないので、つくることと書くと、ちょっとしつこく書いておくとか。

○谷本主査 その辺のところから。

○原嶋委員 そこまでやると、ちょっとしつこいかもしれない。

○谷本主査 いや、それで、原嶋委員ね、ちょっと話を蒸し返すようですけども、まず、ここのは……

○佐藤委員 ないと言っちゃっていいんですかね。

○原嶋委員 ないと言っちゃっていいかどうか、ちょっと。

○佐藤氏 ないというか、JICAガイドラインというか、地元のほうに、あることはあるんですよ。いわゆるdistrictごとに。

○安井 書き方の問題だと思いますよね。ないというわけじゃなくて、その現状……。

○原嶋委員 そこはちょっと書き方を工夫する。そこはちょっと吉田さんのテクニックの。要は、JICAのガイドライン、JICAの要件に沿ったようなもの。

○安井 アップデートされて、かつ、ガイドラインに沿ったものということですよ。

○原嶋委員 それはもう大前提として、それで。あと、それに関連して、今、佐藤先生がおっしゃったような苦情処理の問題もあるし、ステークホルダーミーティングの条件も今のところ、ガイドラインとはあれていないので、その辺は最低限書く必要はありますね。あと、EIAとセットで評価する。

○谷本主査 そうそう、古いでしょう。その見直し。

○安井 これだとRAPが策定されていないと読めちゃうので、最初のところ、あるんですね。であれば、住民移転計画を現状に合わせてアップデートするとか、アップデートしてJICAガイドラインに沿う形で住民移転計画を策定の支援を行うことと。

○原嶋委員 あと、冷たいことを言えば、この会議に出してくれないということは、我々にとってはないと等しい。ごめんなさいね、冷たいことを言って。

○安井 そうですね。わかりました。

○原嶋委員 ベトナム語なんでしょうね、現実的に。

○安井 そうですね。

○谷本主査 それで全部まとまっていますかね。

○原嶋委員 あと、ちょっとさっき言った苦情処の問題とか補償の。どこまで書くかはちょっと、くど過ぎるかもしれませんが、補償の、ベトナム側と日本のJICAのガイドラインのギャップは必ずあって、これはもう常に問題になっていることなので、対象、特に非正規住民とか、補償基準の問題とか、苦情処理の問題とか、このあたりをどこまで書くか。

○谷本主査 もう一つは対象者として、ですから、ここで一つは非正規の方々というのと、もう一つは、ああそうか、そういう面では、ここでは書けないか。零細漁民やらの、漁業とか養殖をやっている方への配慮。

○原嶋委員 それはでも、営業補償の問題は可能性としてありますよね。RAPに入るんですけど、項目として。

○吉田 入りますね、はい。

○原嶋委員 営業補償、営業何とか、営業補償何とか、そういう仕事の補償ですよ。

○吉田 営業補償であったり、生計回復支援であったりという形で、通常含まれる内容となります。

○原嶋委員 ただ、ちょっと項目としては、今おっしゃったように……

○谷本主査 ここに入れるかな。

○原嶋委員 入ると思います。ただ、文章として、全部つなげるか、少し分けるかは別として。

○谷本主査 分けるかね。そうか、そうか。じゃ、その辺は入れないと。

○原嶋委員 その際、だからもし、これをumbrellaにするのであれば、その際に次の項目を考慮することということで、苦情処理とか、生計じゃなくて営業補償とか。

○谷本主査 そのサブの項目を入れますか。

○原嶋委員 ええ、そういうふうにする。これをumbrellaにして書くという手もあるし、全く別に書くという手もありますが、それは主査にお任せします。umbrellaにしてもいいと思いますけどね。

○谷本主査 はい。じゃ、吉田さん、これが一番の大きな話ですね。じゃ、これの次にどうしますか。正規、非正規のことは書きますか。これが一つ。それから、非正規の確定を行われないという意味ですから、それぐらいの一つ。もう一つは補償について、補償等についてはJICAのガイドラインとの齟齬がないようにされたいと、することと、それから、もう一つが苦情処理の仕組みを。

○原嶋委員 現状、佐藤先生のを言えば、その既存のものを確認してということでしたね。

○佐藤委員 はい。

○谷本主査 補償額の算定、正規・非正規、それから。補償額、JICAのガイドライン、補償の関係の齟齬がないように、もう一つが苦情処理委員会、苦情処理と補償委員会の基準ですね。

○原嶋委員 苦情委員会は別に、これは別に。

○谷本主査 もういいんですか。

○原嶋委員 ええ、これは特に、ちょっと。

○谷本主査 言うことない。

○原嶋委員 組織の違いが何か出ていたので、ちょっと気になっただけなので、特に問題

はないです。質問なので。要は、非正規の問題と補償価格の問題ですね。ここですよ、この52、53ね。

○谷本主査 52、53ね。

○原嶋委員 はい、それです。

○谷本主査 それで、あとは。

○原嶋委員 あと、先生がおっしゃったような。

○谷本主査 漁業者、貧困者。

○原嶋委員 貧困者とか、今、営業補償のたぐいですよね。漁業とか農業とか、もしそれで土地を喪失した場合で。

○谷本主査 漁業とか、それから屋台の人たちとかいうような、貧困層への配慮が。

○佐藤委員 貧困層・社会的弱者でしょう。

○谷本主査 うん、そうですね。社会的・経済的な弱者かな。

○原嶋委員 ガイドライン、貧困層という言葉はあまり見ないよね。

○吉田 社会的弱者の例としては当然、通常入りますので。

○原嶋委員 ああ、そうだね。それだから、むしろそれだけじゃないんだ。社会的弱者、ハンディキャップのある人たち。

○谷本主査 一応、こういう項目に入れておきますか。補償水準。

○佐藤委員 苦情処理の仕組みはもう、苦情処理の仕組みにしちゃってください。もうそれ全部消しちゃって、苦情処理の仕組みだけ。他とあわせず。

○谷本主査 調べる以下をそのまま。

○佐藤委員 取り消しちゃう。

○谷本主査 落として、「機能している」も取りますか。

○佐藤委員 はい、苦情処理の仕組みだけ。「を調べること」も要らない。

○谷本主査 「を調べること」も取る、後ろの。

じゃ、次の社会的弱者への配慮までを適切に行うことも、「を」以下を取っちゃいましょう、その下のところ。

○青木 項目だけ残すということですか。

○谷本主査 はい。じゃ、こういう形で一つまとめる。

○原嶋委員 そしたら、特に次のことについて確認すること。それは、住民移転計画に盛り込むとか、取り入れることとかとして。非合法住民って使わないほうがいい。非正規住

民。厳しく言われた。

○佐藤委員 前回言われましたね。

○谷本主査 そうか、それがありましたね。正規・非正規、難しいな、言葉が。じゃ、そこまで、これでいいですか、非正規。まあ、これで大分カバーされるな。いいですね、これでよろしい。じゃ、ここまでで……。

○原嶋委員 あと、ステークホルダーミーティングですね。ごめんなさい。

○谷本主査 55まで大体きたんですね。

○原嶋委員 それであと、ステークホルダーミーティングの要件を今のところ欠いているので、ステークホルダーミーティングについても、それをだから、一緒にしちゃうか別にするかは別として、ステークホルダーミーティングが現状ではJICAのガイドラインに沿った形では完了していないので、その欠けている分、欠けているというか、満たしていない部分を充足していただく。

主には回数が重要なんでしょうけれども、それが大事です。今、1回。これ、1回っていつ。かなり前ってことですよね。四・五年ね。ちょっとやっぱり、それも回数に入れられるかどうかという、ややうがった見方をすれば、気にはなるんですが。

○佐藤委員 これはもう、56、57、58、59ですね。四つともですね。

○谷本主査 59まで一括。だから、属性の話もあるでしょう。

○原嶋委員 属性の話もあるんですよ。だから、そういうところまで入れるか、ちょっとそれを整理していただいて。大きな問題としては、そのステークホルダーミーティングが1回だけど、もしかしたら、これも時間がたっているという意味では、ほとんど行われていないと等しい状態になるので。

○原嶋委員 そうか。

この場合は何回。JICAのガイドラインに従えば、どのぐらいやらなきゃいけないんですか。

○佐藤委員 3回。

○吉田 いや、協力準備調査は2回。

○佐藤委員 2回でいいの。

○吉田 はい。

○佐藤委員 要件のヨウもありますね。

○原嶋委員 要件のヨウ。

○吉田 すみません。

○谷本主査 これです、ですから、59まで一括ですね。

○原嶋委員 あとは、detailとしては属性とか、そういう問題をどこまで巻き込む。場所とかもいろいろ。

○谷本主査 回数、属性。

○原嶋委員 ここに何かいろいろありましたよね、ちょっと。石田さんが。

○佐藤委員 私の58の(2)のところを使って、58の(2)で「各コミュニケーションの主要意見の発信者属性を明確にすること」、だめですかね。

○谷本主査 それから、あとは、あと何回、どこでやるか。

○原嶋委員 そこまでは書かなくていいでしょうけれども、とにかくJICAのガイドラインを満たしていただくということと、そのうえで特に、今、佐藤先生がおっしゃったようなことで強調しておく必要はあるかと。

ちょっと、57だっけ。佐藤先生、今どこをおっしゃったですか。

○佐藤委員 今、58の(2)を引っ張ってきたんです。

○原嶋委員 いいわ。例えば、その58の佐藤先生がおっしゃったので三つ。二つかな。

○佐藤委員 だめですかね。

○原嶋委員 「主要意見を提示しているが」。そうね、そもそも、1回行われているものを1回行っているとみなしていいの。ちょっと古いことは古い。

○佐藤委員 前回のは意味があるのかというのは検討してほしいですね。1回じゃない。

○原嶋委員 意味あるステークホルダー協議だったのかというのは、ちょっとやや疑問がないわけじゃないんですけどね。そこは、ご見解はまだない。

○青木 58の回答には、そんなことが書いてありましたね。

○谷本主査 ベトナム側と協議をしてもらうということだな。

○原嶋委員 多分、実質的には、ステークホルダーミーティングはもう最初からやり直しですよね。実質的に、この場合はあまり言えないかもしれない。

○安井 基本、事業化する前にはやり直しなんでしょうね、きっと。

○坪井氏 ただ、今回は実際、多分提言になるんですね。そもそものRAPのあれがあれなんで、多分今、こっちの回答のほうも提言までになるかと思えます、現実的には。

○安井 実際に、すみません、F/Sをした結果として、ちょっとこの今のF/Sの範囲ですと、まさに事業化いけるかどうか。ですから、調べなければいけないことは調べるんですけれ

ども、実際にステークホルダーミーティングまでいけるかどうかというのはF/S次第なんです。なので、もしやるとすると、協議の……

○谷本主査 まだ、そうか、次のステップか。

○安井 そうなんですよ。形式で、会議の開催を促すこととかですね。だから、そういった提案することとか、そういったところであればということかなと思うんですね。

○原嶋委員 F/Sの結論とその進行というのは、これは結局、F/Sが決まってからステークホルダーミーティングとか。当然、F/Sが決まったらレビュー、環境レビューはつくらなきゃいけないですから。

○安井 そうですね、はい。ですから、まず先にF/S。

○原嶋委員 そのF/Sが決まる段階というのはいつぐらいになるというか。

○安井 F/Sは年内ですので。年内でしたっけ。そこで恐らく……

○原嶋委員 いずれにしても全体としては、今回の助言は全体としてはF/Sが決まるといって、決まったらこうしろという前提だから、決まらなければ当然何もしなくていいわけで、全体としてはそうなりますよね。ということは、F/Sが決まらなければ。

○安井 いや、ちょっと分けて考えてもいいかなと思うのは、先ほど、F/Sがこの後どうなるとなるまいが、この調査の中でフォローしておくべき事項と。

○原嶋委員 例えば、F/Sというのは、採算を含む全体の意思決定としてやる、やらないということを指すとすれば、それをやるという前提のもとで申し上げているわけで、むしろ、やる際にこういうことは考慮して、そういうコストも見込んでいただかなきゃいけないけれども、当然、やらないということになれば、いろんな全体の意思決定で、それはもうやらないわけですからやらないわけで、環境レビューもやる必要ないわけ。ですから、まあそれは……

○安井 それはいいですかね。

○谷本主査 それはいいんでしょう。

○原嶋委員 でも、それが必要であれば書いても構わないと思います。趣旨としてはそういうことですよ。F/Sの判断をする前にステークホルダーミーティングをする必要はないわけですね、ガイドライン上。それはないんでしょう。

○安井 でも、相手は、F/Sの中でどこまでカバーするかというふうにとらえるのであれば、正直ベースで申し上げると、協議の開催を提案するということが。もしも、当然開催支援を行うことということになると、何かJICAに課せられた義務なのかなという。もち

ろんそうなんですけれども。

○佐藤委員 それは促すこと。

○安井 促す、提案すること。

○谷本主査 開催を提案する。そうですね、そういうことでしょうって。

○安井 ただ当然、事業を行うときのレビューのときには、それが行われているということが前提になりますと。

○佐藤委員 開催を提案すること。

○谷本主査 そうでしょうね。

じゃ、ここまできました。ちょっと吉田さん、最後、ば一つ戻って、JICAとして、事務局として問題ないか。それから調査団のほうも、これは無理ですよというのがあれば、ちょっとご指摘ください。

○吉田 一つ目、こちらですね、5番目の、2008年に作成された環境影響評価報告書をもとに検討しているが、現在までの状況変化を確認すること。

○谷本主査 そうか、1番か。そうだ、原嶋さんが言っていた、これだね。

○原嶋委員 文面は直してください。全然こだわっていない。意味としては、そういう意味のことだけは大事。

○吉田 じゃ、次へいきます。10番目、このCのところの二つの種類の影響評価があったので、それを区別すること。こちらは対応済みと理解しております。

次、水利権について確認し評価すること。

○谷本主査 そうですね、はい、さらにね。これはいいでしょう。これも事例を調べてください。明記してください。いいでしょう。それからパーキングエリア、はい、よろしく。整合性ですね。

○佐藤委員 石田委員からここを直してもらおうというのもいいかもしれない。

○谷本主査 うん、ここね。

○佐藤委員 はい、ここはちょっと気になる。

○谷本主査 ちょっと読んで、ここのところは石田さんにコメントを求めましょう。ちょっと石田委員の確認と。42番、文言は別として、これでいいでしょう。

○安井 すみません、39番に一回戻していただいて。

○坪井氏 40番。40番のところで、聞き取り、文献、必要なら現場調査を行うことか。

○谷本主査 それは外しましょうか。

- 坪井氏 ええ、ちょっとあまりにも。
- 谷本主査 調査、括弧の中、取りましょう。分布域の調査を行うこととすれば、聞き取りであったり。
- 坪井氏 聞き取りであっても大丈夫。ありがとうございます。
- 谷本主査 現場はいつでも、ということで、はい、結構です。
- 齋藤氏 すみません、同じく②の生息数、分布域や生息数・生活圏ですけれども、これもちょっとそこまではデータがないように思います。絶滅危惧種であっても、これはかなり具体的な話ですので。
- 谷本主査 ああ、生息数になるとね。生活圏は聞き取りできないですか。
- 齋藤氏 生活圏はある程度、かと思います。
- 谷本主査 分布域も。
- 齋藤氏 分布域は。
- 谷本主査 分布域と生活圏は大丈夫ですか。
- 齋藤氏 情報はあると思うんですけれども、どこまで具体的かどうか。かなり、例えばメコンデルタにいるみたいな、そういう情報かもしれないので、ちょっとそこは、そのレベルでもよろしければという感じになりますね。
- 谷本主査 この辺は石田さんが結構うるさいんじゃないかなと。それは私がつくったんですよと、この辺は。特にサギとかの種類いるでしょう。あの辺。結構、私もメコンデルタへ行ったときに飛んでいましたからね。お寺とかに営巣していましたからね。そうか。
- 佐藤氏 絶滅危惧種のみ。それ以外は。
- 谷本主査 聞き取りしてください、それは。
- 坪井氏 2番も若干ちょっと。
- 谷本主査 きつい？
- 坪井氏 トーンを落としていただかないと、この文面だけだと相当な。
- 谷本主査 相当大変。
- 坪井氏 ええ。
- 谷本主査 だから、動植物の、指定されている動物。
- 佐藤氏 3番は、これ、すべてというところで。すべてって、今認定されていない植物。
- 谷本主査 3は主要なものにしてください。
- 安井 主要な種類の分布。

○谷本主査 うん、主要な。

○坪井氏 主要というか、3番はこれでいいですよ。2番の数ですかね。

○佐藤委員 植物種じゃない。動植物ですよ。

○吉田 すみません、2が動物で、3番、植物は、これ両方動植物でよろしいですか。

○坪井氏 多分、両方とも動植物。

○安井 2番も3番も動植物です。多分、前の文章を引っ張ってきているので、そうなっちゃっただけだと思う。だから、植物を入れなきゃだめですね。3番も植物を入れなきゃいけない。要は、生息数までは難しい。

○谷本主査 生息数は無理で、どこまであれしたら可能ですか。

○原嶋委員 もう少し生息について調べるとか、少し幅を持たせて。

○坪井氏 幅広く持たせて書いていただけますとありがたいです。

○谷本主査 されている動植物。

○佐藤委員 生息状況の状況がですね。

○谷本主査 じゃ、もう分布域は取ってみて、生息状況にしたら広いでしょう。だから、分布域まで取って、生息状況などの。

○原嶋委員 妥協しているように見える。

○谷本主査 はい、談合しているみたいですね。じゃ、下もですね、「主要な」でいいですね。それこそ、鳥とかカエルとかヘビとかというふうな、主要な生息状況にしておきます。

○佐藤委員 ここの中、要らないですね。

○原嶋委員 あと、石田先生に確認して。

○谷本主査 はい、大御所がいますので。我々、かなり影響を受けていますので。じゃ、いいですか。

43もいいですか。

○佐藤委員 これも聞き取りですね。

○原嶋委員 いずれにしても、もし超えているのであれば、それは確認せざるを得ないですね。特に大気と騒音は数字で出てきますので。

48は削除ですね。

○谷本主査 49のところですね。これは5番と、持って行って。ステークホルダーですか。これはもう……

○吉田 一番最後は、今後行われるということによろしいですか。

○佐藤委員 そうですね。

○吉田 2007年のを明確にするということではないですか。

○佐藤委員 じゃないですね。今後行われれば。それはできるんじゃないですか。

○谷本主査 配慮してやってくださいと。よろしいですか、大体。

じゃ、お疲れさまでした。一応こういう形で、あとはメールでやっていきましょう。

では、青木さん。

○青木 冒頭申し上げましたように、9月7日の金曜日が全体会合です。従いまして、6日の午後には全員にお送りしますので、めどとしては5日中ぐらいで——大丈夫かな、それで。5日中ぐらいに今回のワーキングメンバーの方の最終案。

○谷本主査 これのあれがいつ。

○青木 全体会合は……

○谷本主査 いや、これが。

○青木 これをお送りするのですね。お送りするのは、8月27、月曜日中にはお送り。

○谷本主査 8月27日が事務局案。

○青木 はい。9月5日に委員の方からの最終案を。

○谷本主査 わかりました。

○原嶋委員 これ、石田先生にそれも。石田先生がとにかく今日は欠席なので、他にちゃんとコンタクトして。

○谷本主査 そうですね、はい。じゃ、そういうことで。ちょっと事務局案が来たら私のほうでざっと手をならし、それで皆さんにコメントを求めます。あわせて石田先生にもね。ということで、5日を目標にお願いします。

○原嶋委員 いずれにしても、ちょっとさっきの確認ですけれども、これ次、もしF/Sを実行する段階になったら、環境レビューもまた助言委員会は行われるものですよ。これでおしまいではないですね。その一つの条件次第じゃなくて、必ず行うやつにしてください。

○青木 必ず、はい。

○谷本主査 では、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時33分 閉会